

広島市教育委員会事務  
点検・評価報告書

平成 24 年 9 月  
広島市教育委員会



## 目 次

### I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 1 趣旨              | ----- 1 |
| 2 本市教育委員会における実施方法 | ----- 1 |

### II 教育委員会の概要

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 1 教育委員会事務局・教育機関組織図 | ----- 2 |
| 2 広島市立学校の児童生徒数     | ----- 3 |

### III 点検・評価結果

#### 1 学校教育に関する事務

##### (1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること

|                     |          |
|---------------------|----------|
| ア 耐震化・空調設備整備の推進について | ----- 4  |
| イ 学校の一般整備（施設）について   | ----- 6  |
| ウ 教育の情報化の推進について     | ----- 7  |
| エ 学校の適正配置等について      | ----- 10 |

##### (2) 教員の人事に関すること

|                     |          |
|---------------------|----------|
| ア 教員の配置状況及び新規採用について | ----- 12 |
| イ 教員の健康管理について       | ----- 15 |
| ウ 教員の服務管理について       | ----- 17 |

##### (3) 研修に関すること

|               |          |
|---------------|----------|
| ア 計画研修の実施について | ----- 18 |
| イ 校内研修支援について  | ----- 20 |
| ウ 自己研修支援について  | ----- 21 |

##### (4) 児童生徒の就学等に関すること

|            |          |
|------------|----------|
| ア 就学事務について | ----- 22 |
| イ 就学援助について | ----- 24 |

##### (5) 学習指導、生徒指導等に関すること

###### ア 学習指導に関すること

|                             |          |
|-----------------------------|----------|
| (ア) 学力向上について（ひろしま型カリキュラム）   | ----- 25 |
| (イ) 徳育について（規範性をはぐくむ教育プログラム） | ----- 28 |
| (ウ) 体力向上について                | ----- 29 |

###### イ 文化芸術教育について

|               |          |
|---------------|----------|
| ウ 平和学習の推進について | ----- 32 |
|---------------|----------|

###### エ 教育課程に関すること

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| (ア) ひろしま型カリキュラムについて（再掲） | ----- 34 |
|-------------------------|----------|

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| (イ) 広島市ハイスクールビジョンについて | ----- 35 |
|-----------------------|----------|

###### オ 生徒指導に関すること

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| (ア) いじめ・不登校等対策の推進について                          | 37 |
| カ 特別支援教育に関すること                                 |    |
| (ア) 特別支援教育体制充実事業について                           | 40 |
| (イ) 特別支援教育アシスタント事業について                         | 42 |
| (ウ) 障害のある子どもの就学・教育相談について                       | 43 |
| (エ) 特別支援学校高等部充実事業について                          | 44 |
| キ 学校評価の充実について                                  | 45 |
| ク 教科書採択に関すること                                  |    |
| (ア) 教科書採択について                                  | 47 |
| (イ) 小・中学校特別支援学級及び特別支援学校の教科用図書の選定<br>に関する事務について | 48 |
| (6) 保健・衛生に関すること                                |    |
| ア 学校保健の推進に関すること                                |    |
| (ア) 感染症等の予防や発生時の措置について                         | 49 |
| (イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育について                         | 50 |
| (ウ) AEDの設置について                                 | 52 |
| イ 子どもの安全対策の推進に関すること                            |    |
| (ア) 学校事故の防止について                                | 53 |
| (イ) 通学時の事件・事故の防止について                           | 54 |
| (ウ) 災害時の安全確保について                               | 56 |
| ウ 安全でおいしい給食の推進について                             | 57 |
| エ 食育の推進について                                    | 59 |
| 2 青少年の育成に関する事務                                 |    |
| (1) 青少年の育成に関すること                               |    |
| ア 放課後等の児童の居場所づくりについて                           | 61 |
| イ 暴走族対策の推進について                                 | 63 |
| ウ 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進について                | 65 |
| エ 青少年相談及び指導について                                | 66 |
| 3 その他の主な事務                                     |    |
| (1) 調査統計及び広報に関すること                             |    |
| ア 調査統計について                                     | 67 |
| イ 広報について                                       | 68 |
| (参考)                                           |    |
| 1 教育委員会の活動状況                                   |    |
| (1) 教育委員会議の開催状況                                | 69 |
| (2) その他の主な活動                                   | 73 |
| 2 平成24年度広島市教育委員会事務点検・評価会議                      |    |
| (1) 設置要綱                                       | 75 |
| (2) 構成員名簿                                      | 75 |

## I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

### 1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

### 2 本市教育委員会における実施方法

#### (1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

#### (2) 対象期間

平成 23 年度とする。

#### (3) 対象事務

##### ア 点検・評価の項目

（ア） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の権限に属する事務  
（教育委員会において管理・執行している事務に限る。）

（イ） 市長から補助執行を受け、教育委員会において管理・執行している事務

##### イ 点検・評価の構成

（ア） 事務の目的・概要

（イ） 平成 23 年度における管理・執行状況

（ウ） 管理・執行状況に関する評価及び課題

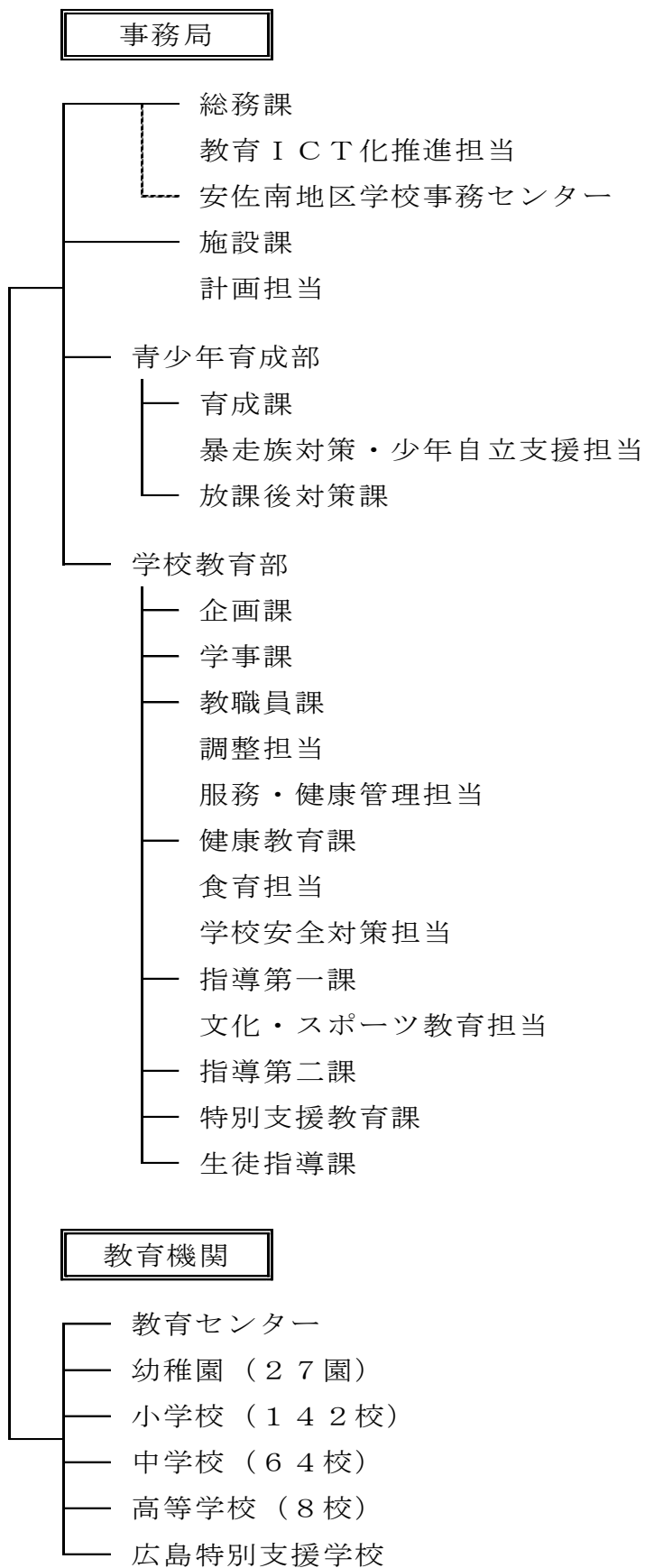
（エ） 課題への対応

#### (4) 学識経験を有する者の知見の活用

教育委員会事務局等職員及び専門委員で構成する「教育委員会事務点検・評価会議」を設置し、平成 24 年 8 月 8 日（水）、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

## Ⅱ 教育委員会の概要

### 1 教育委員会事務局・教育機関組織図（平成 23 年 4 月 1 日現在）



2 広島市立学校の児童生徒数（平成 23 年 5 月 1 日現在）  
（人）

| 校種          | 児童生徒数    |
|-------------|----------|
| 幼稚園         | 1, 579   |
| 小学校         | 66, 348  |
| 中学校         | 29, 332  |
| 高等学校（全日制）   | 5, 637   |
| 高等学校（定時制）   | 303      |
| 特別支援学校（小学部） | 71       |
| 特別支援学校（中学部） | 65       |
| 特別支援学校（高等部） | 186      |
| 計           | 103, 521 |

### Ⅲ 点検・評価結果

#### 1 学校教育に関する事務

##### (1) 教育施設の設置、管理、設備等に関すること

#### ア 耐震化・空調設備整備の推進について

##### 第1 事務の目的・概要

###### 1 学校施設の耐震化

学校施設は、児童生徒の学習、生活の場であるとともに、地震などの災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その耐震性能の確保に取り組んでいる。

園舎校舎については平成 19 年度から取り組み、大規模な地震により倒壊等の危険性が高いものは平成 24 年度末までに、その他のものは平成 30 年度末までに完了する計画で進めており、平成 22 年度末までに 12 校の耐震化が完了した。

屋内運動場については、改築計画のものを除き、平成 22 年度末までに 47 校の耐震化が完了した。

###### 2 空調設備整備の推進

教室の良好な環境を確保するため、普通教室等へ空調設備が未整備の小・中学校、幼稚園について、耐震補強工事に併せて空調設備を整備するよう平成 21 年度から取り組み、平成 22 年度末までに 18 校の整備が完了した。

##### 第2 平成 23 年度における管理・執行状況

###### 1 園舎校舎の耐震化

新たに 23 園校の耐震補強工事立案、65 校の耐震補強工事実施設計、50 校の耐震補強工事に着手し、11 校の耐震化が完了した。

平成 23 年度末での屋内運動場を含めた学校施設の耐震化率は 62.2%となった。

###### 2 空調設備の整備

新たに 53 校の実施設計、37 校の整備工事に着手し、10 校の整備が完了した。

平成 23 年度末での整備率は 14.6%となった。

##### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

###### 1 園舎校舎の耐震化

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生を受け、早期に完了する必要があると改めて認識し、平成 30 年度までの完了を目標としている校舎耐震化計画の完了時期を早めることを検討していた。

こうした中、国では、東日本大震災などを踏まえ、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律を施行し、また、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を改正し、学校施設の耐震化促進の方向性を示した。

こうしたことから、国の補助を最大限活用し、今までのペースを速め、整備計画の完了時期を平成 27 年度末となるよう計画を見直し、前倒して事業を進めることにした。

今後は、年度ごとの事業量が増加するため、事業の進行管理を適切に行う必要がある。

また、耐震補強工事に併せて施工できない外壁や照明などの非構造部材の耐震化への対応が必要である。

## 2 空調設備の整備

空調設備の整備については、校舎耐震化計画の見直しに伴い、整備完了年度を平成 30 年度末から平成 27 年度末へ前倒すことにした。

今後は、年度ごとの事業量が増加するため、事業の進行管理を適切に行う必要がある。

## 第4 課題への対応

事業を確実に遂行するため、平成 24 年度に、教育委員会施設課、都市整備局営繕課及び設備課の職員を増員し、執行体制を強化した。平成 27 年度末までに完了するよう、事業の進行管理を適切に行っていく。

また、学校施設の非構造部材の耐震化について、構造部材の耐震化完了後に取り組む。

(参考) 耐震化・空調設備整備の実績及び計画

| 区 分               | ～平成22年度 |           | 平成23年度  |           | 平成24年度  |           | 平成25年度  |           | 平成26年度  |           | 平成27年度  |            |
|-------------------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|------------|
|                   | 竣工      | 率         | 竣工      | 率         | 竣工      | 率         | 竣工      | 率         | 竣工      | 率         | 竣工      | 率          |
| 耐震化(291棟)         | 棟<br>16 | %<br>59.5 | 棟<br>19 | %<br>62.2 | 棟<br>58 | %<br>70.9 | 棟<br>82 | %<br>83.1 | 棟<br>59 | %<br>91.6 | 棟<br>57 | %<br>100.0 |
| 空調設備整備<br>(233園校) | 校<br>18 | %<br>10.3 | 校<br>10 | %<br>14.6 | 校<br>35 | %<br>29.6 | 校<br>42 | %<br>47.6 | 校<br>50 | %<br>69.1 | 校<br>72 | %<br>100.0 |

### 1 耐震化欄中の

① 291棟は、耐震診断により耐震補強が必要となった校舎の棟数

② 率は、年度末時点における、校舎及び屋内運動場の全棟数に対する、耐震補強工事竣工などの耐震性を有する棟数の割合

### 2 空調設備整備欄中の率は、年度末時点における竣工校数に航空機騒音対策等で整備済の6校を加えた率

## イ 学校の一般整備（施設）について

### 第1 事務の目的・概要

学校施設は、その多くが建設後 30 年以上経過し老朽化が進行しており、良好な教育環境を維持するため、外壁改修、屋上防水、グラウンド整備、便所改修などの大規模な改修や水道管の破損、雨漏り、破損ガラスの取替などの修繕、身障者用便所やスロープの設置などの福祉環境整備などに取り組んでいる。

実施に当たっては、学校現場の要望や意見を聞き、専門職員が現場を確認の上、緊急度や必要性を判断しながら行っている。

### 第2 平成 23 年度における管理・執行状況

小学校 1,910 件、中学校 978 件、高等学校 176 件、特別支援学校 15 件、幼稚園 123 件の合計 3,202 件、総額 11 億 7,150 万 3 千円の改修や修繕を実施した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 学校から提出される施設の整備要望は広範囲におよび、その件数は膨大なものとなっている。このため、緊急性や危険度を勘案しながら優先度の高いものから順次取り組んでいる。
- 2 学校施設の老朽化は今後も進行し、これへの対策には事業量及び事業費が膨大となるため、計画的な対策が課題となる。

### 第4 課題への対応

学校施設の老朽化対策については、老朽度の設定や計測を行い、非構造部材の耐震化とともに、構造部材の耐震化完了後に計画的に対策が実施できるよう、改修計画の立案に取り組む。

## ウ 教育の情報化の推進について

### 第1 事務の目的・概要

ICT を効果的に活用した「わかる授業」や効率的な校務処理に資するため、教育の情報化を推進する。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

#### 1 情報ネットワークシステムの再構築

##### (1) ハード基盤整備（平成23年7月から稼働）

各学校で管理している管理系サーバのデータを集中化し一元的に管理するとともに、複数のID・パスワードを用いて運用している認証方式を改め、ID・パスワードを統一するなど、サーバ管理の省力化や情報セキュリティの強化を図った。

##### (2) ソフトウェア整備（グループウェアは平成24年1月から、校務支援システムは平成24年4月から随時稼働）

電子メール、掲示板、資料室、スケジュール等の機能（グループウェア）を導入し、学校内、学校間、学校と教育委員会事務局間の連絡・情報共有機能、情報発信機能の向上を図るとともに、指導要録、あゆみ・通知表の作成や簡易にホームページが作成できるソフトなど校務支援システムを導入した。

#### 2 学校教育 ICT 化支援

(1) 大学生や地域のボランティアを学校 ICT 支援員として、小・中・高・特別支援学校計46校へ派遣するとともに、広島県緊急雇用創出事業を活用した学校 ICT サポート員（43人）を幼稚園を除く全市立学校へ派遣し、教職員へ ICT 機器の操作研修・操作指導に関することや授業開始時の ICT 機器の設定や授業中の操作補助に関することなどの支援を行った。

(2) 教育活動への ICT 活用を推進することにより、教育の質の向上を図るため、平成24年1月30日に平和記念資料館メモリアルホールにおいて、玉川大学教職大学院堀田龍也教授を講師として、学校 CIO 研修を開催した。

#### ○ パソコン等の整備状況（平成23年度末現在）

| 区 分                     |     |                   | 状 況                                                                         |
|-------------------------|-----|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| パソコン                    | 校務用 |                   | 教職員 1 人に各 1 台                                                               |
|                         | 教育用 | コンピュータ教室          | 全小学校に各 35 台、全中学校に各 40 台                                                     |
|                         |     | クラス用（コンピュータ教室の補完） | 小学校：22 学級以上の学校へ各 35 台<br>中学校：20 学級以上の学校へ各 40 台<br>高等学校：各 40 台<br>特別支援学校:9 台 |
|                         |     | 普通教室用             | 全普通教室に各 1 台                                                                 |
| デジタルテレビ（50 インチ）         |     |                   | 全普通教室に各 1 台                                                                 |
| 電子黒板機能付きデジタルテレビ（50 インチ） |     |                   | 全小・中学校に各 1 台                                                                |
| 教材提示装置                  |     |                   | 普通教室 2 教室に 1 台以上<br>（整備率：小学校 95.3%、中学校 58.0%）                               |

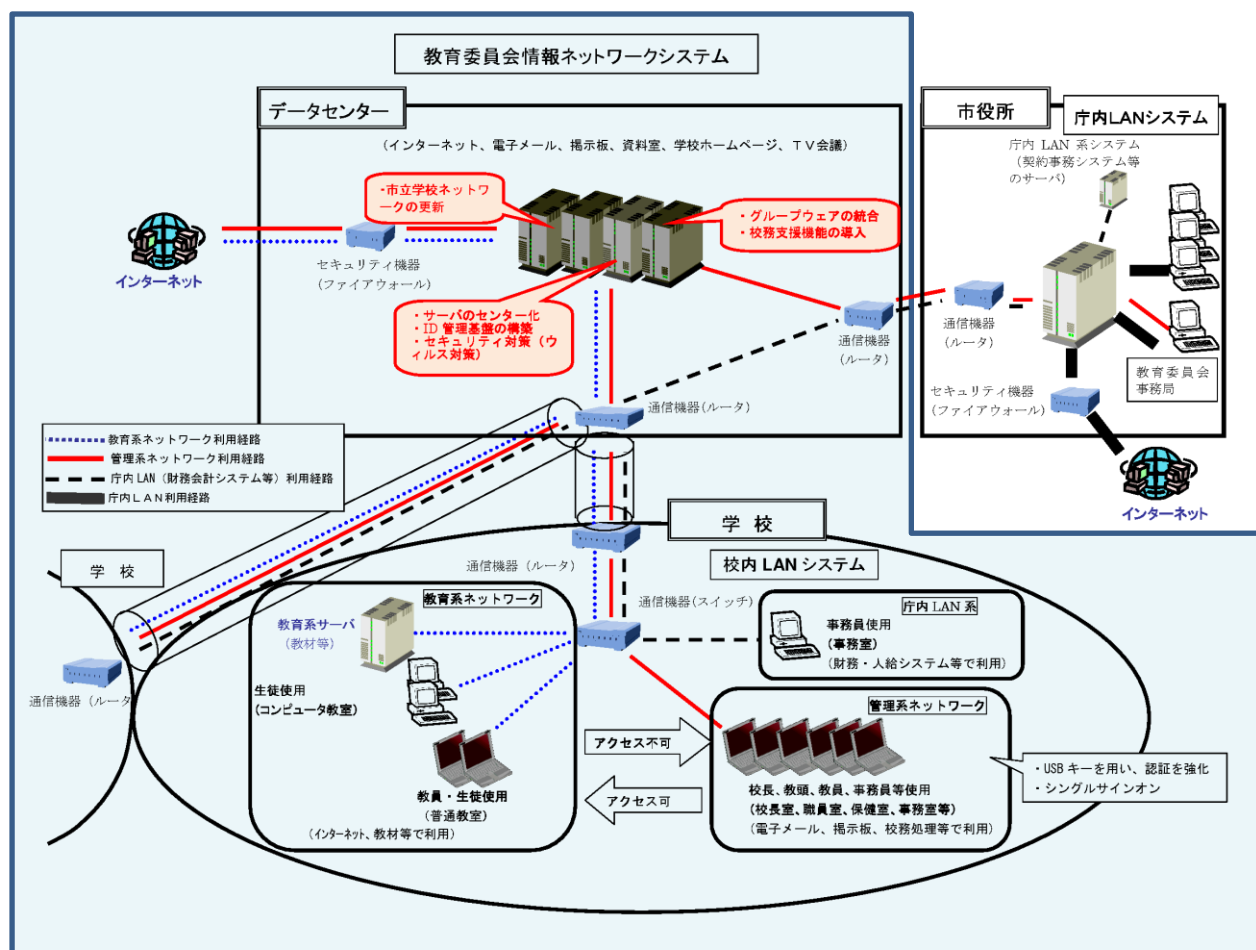
○ 教員の ICT を活用した指導力の状況

[文部科学省 平成 23 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査の結果（抜粋）]

| 授業中に ICT を活用して指導する能力                                                | ※肯定的な回答をした教員の割合<br>( ) 内は全国平均 |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 学習に対する児童（生徒）の興味・関心を高めるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。          | 93.3% (69.2%)                 |
| 児童（生徒）一人一人に課題を明確につかませるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。          | 90.6% (63.5%)                 |
| わかりやすく説明したり、児童（生徒）の思考や理解を深めたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。 | 91.9% (65.4%)                 |
| 学習内容をまとめる際に児童（生徒）の知識の定着を図るために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などをわかりやすく提示する。    | 89.9% (62.5%)                 |

注) ※「4 わりにできる、3 ややできる、2 あまりできない、1 ほとんどできない」の4段階で評価

広島市教育委員会情報ネットワークのイメージ図



### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 管理系サーバのデータセンター集約や認証トークンの導入により、個人情報の管理などセキュリティの強化を図ることができた。
- 2 市立学校ネットワークと教育委員会 LAN の2つのグループウェアを統合し、教職員が校務情報や教材情報等の共有を図ることができた。今後はグループウェア及び校務支援システムの利用促進を図る必要がある。
- 3 文部科学省の調査によると、コンピュータ等を活用して指導できる本市教員の割合は90%程度で、これは全国平均を大きく上回っており、教員のICTを活用した指導力はおおむね定着している。しかしながら、教員のICT活用状況等を詳細に把握し、今後より一層の向上を図るためには、この調査では不十分であり、調査の見直しが必要である。今後も引き続き、ICTを活用した授業の質の向上に取り組むとともに、校務処理へのICTの一層の活用を促すことにより校務の効率化を図る必要がある。

### 第4 課題への対応

- 1 グループウェア及び校務支援システムの利用促進を図るため、各学校を巡回し、システムの活用支援を目的とした各校研修会を実施する。
- 2 教員のICTを活用した指導力の一層の向上を図るため、引き続き、学校ICT支援員及び学校ICTサポート員を学校に派遣する。
- 3 教員のICT活用状況の把握については、文部科学省の調査に本市独自の調査項目を追加することを検討する。また、教育センターや校内におけるICT研修の充実、広島市小中学校教育研究会等との連携によるICT活用事例の充実を図ることにより、ICTを活用した授業の質の向上及び校務の効率化を図る。

## エ 学校の適正配置等について

### 第1 事務の目的・概要

#### 1 幼稚園

市立幼稚園の園児数はピーク時(昭和 55 年度)の 37%にまで減少し、その一方で、保育園では毎年定員を増やしながらも待機児童が解消されていないという現状がある。このため、平成 22 年 3 月に就学前教育・保育や子育て支援の充実に向け、市立幼稚園の保育園への転用を含む「市立幼稚園の今後の方向性」を策定した。

#### 2 小・中学校

小学校の児童数はピーク時(昭和 57 年度)の 62%、中学校の生徒数はピーク時(昭和 62 年度)の 58%にまで減少し、学校の小規模化が進んでいる。

こうした学校の小規模化に伴い児童生徒が相互に刺激し合い切磋琢磨する機会が少なくなることや、選択教科、部活動等において、生徒の多様な要望に十分に答えられなくなるなどの教育面の課題が生じている。

これらの諸課題に対処し、知・徳・体の調和のとれた教育を推進するため、学校の適正配置に取り組み、あわせて、限られた財源の中で学校施設の効率的な整備・充実を図る。

### 第2 平成 23 年度における管理・執行状況

#### 1 幼稚園

平成 24 年度末に閉園する 5 園（上温品幼稚園、安東幼稚園、北祇園幼稚園、亀崎幼稚園、真亀幼稚園）の 4 歳児募集を、また、平成 25 年度末に閉園する口田幼稚園の 3 歳児募集を停止した。

#### 2 小・中学校

学校統合の検討対象校として位置付けた 5 小学校（基町小学校、志屋小学校、井原小学校、小河内小学校、久地小学校）のうち、平成 23 年度は小河内小学校及び久地小学校の保護者に対し、新しい統合校の教育環境、通学方法、放課後の居場所づくりなどの提案をし、これに対する意見・要望を聴取し、関係機関等と協議をした。

今後は、保護者との話し合いの中で要望のあった、学校間の交流授業などの実施も検討していく。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

#### 1 幼稚園

閉園については保護者や地域を対象とした説明会等を開催し、一定の理解を得ており、募集停止に係る事務をスムーズに進めることができた。平成 24 年度は、同年度末の 5 園の閉園に向け、遺漏なく事務を進めるため、市長部局等との連携を密にする必要がある。

#### 2 小・中学校

学校統合検討対象校の保護者や地域住民と、適正配置の必要性について理解が得られるよう協議を進めているが、同意には至っていない。

教育委員会としては、将来の社会を担う子どもたちにしっかりと基礎学力を付け、思考力

や判断力、またコミュニケーション能力を向上させるより良い教育環境を整えていくためには、やはり一定の学校規模が必要であると考えている。しかし、地域からの意見にあるように、子どもたちの教育面の向上という視点とは別に、地域の活性化やまちづくりなど地域が抱える様々な課題に対し、どのように対応していくのかということについても、本市として総合的に考えていく必要がある。

#### 第4 課題への対応

##### 1 幼稚園

保育園への転用など閉園後の施設の利活用や、閉園に向けた事務を円滑に進めるため、市長部局等と連携を図る。

##### 2 小・中学校

引き続き適正配置の必要性を丁寧に説明するとともに、地元からいただいた意見、要望、提案等を踏まえて対応を協議、検討する。

学校統合は地域の活性化とも関わりがあることから、市長部局とも連携して全庁横断的に地域活性化策などの検討を行う。

地元のおおむねの同意を得て、順次、適正配置を具体化していく。

# 1 学校教育に関する事務

## (2) 教員の人事に関すること

### ア 教員の配置状況及び新規採用について

#### 第1 事務の目的・概要

教員の配置は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）等に基づき決定される教員定数に応じて行う（小学校、中学校、特別支援学校の県費負担の教員定数については、県教育委員会が決定し本市に配当する。）。

小・中・高・特別支援学校の教諭及び養護教諭の新規採用に当たっては、採用候補者選考試験を県教育委員会と共同で実施している。

#### 第2 平成 23 年度における管理・執行状況

##### 1 教員の配置

広島市立学校に配置した教員の本務者数は、全校種を合計すると、5,148 人（幼稚園 74 人、小学校 2,979 人、中学校 1,532 人、高等学校 430 人、特別支援学校 133 人）で、平成 22 年度に比べて 10 人増加した。

○ 教員数（本務者）（平成 23 年 5 月 1 日現在）

（人）

| 区分     | 幼稚園 | 小学校   | 中学校   | 高等学校 | 特別支援学校 | 計     |
|--------|-----|-------|-------|------|--------|-------|
| 園長・校長  | 19* | 142   | 62    | 8*   | 1      | 232   |
| 副園長・教頭 | 9*  | 146   | 67    | 11*  | 2      | 235   |
| 部主事    | —   | —     | —     | —    | 3      | 3     |
| 主幹教諭   | —   | 58    | 32    | 3*   | —      | 93    |
| 指導教諭   | —   | 2     | 1     | —    | 1      | 4     |
| 教諭     | 46* | 2,497 | 1,309 | 375* | 122    | 4,349 |
| 養護教諭   | —   | 132   | 60    | 9*   | 2      | 203   |
| 栄養教諭   | —   | 2     | 1     | —    | —      | 3     |
| 実習助手   | —   | —     | —     | 24*  | 2*     | 26*   |
| 計      | 74* | 2,979 | 1,532 | 430* | 133    | 5,148 |
|        | —   | 2,979 | 1,532 | —    | 131    | 4,642 |
|        | 74* | —     | —     | 430* | 2*     | 506*  |

（\*印は市費負担の教員、それ以外は県費負担の教員）

##### 2 教員の新規採用

平成 23 年度に新規採用した教諭、養護教諭及び実習助手の人数は、213 人（幼稚園 2 人、小学校 133 人、中学校 64 人、高等学校 10 人、特別支援学校 4 人）で、平成 22 年度に比べて 28 人減少した。

○ 教員の新規採用者数（平成 23 年度）

（人）

| 区分   | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 計   |
|------|-----|-----|-----|------|--------|-----|
| 教諭   | 2*  | 129 | 63  | 9*   | 4      | 207 |
| 養護教諭 | —   | 4   | 1   | —    | —      | 5   |
| 実習助手 | —   | —   | —   | 1*   | —      | 1*  |
| 計    | 2*  | 133 | 64  | 10*  | 4      | 213 |
|      | —   | 133 | 64  | —    | 4      | 201 |
|      | 2*  | —   | —   | 10*  | —      | 12* |

（\*印は市費負担の教員、それ以外は県費負担の教員）

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

#### 1 教諭の欠員補充

教諭の定数に対して、本務者数が不足する場合は、欠員補充として臨時的任用教諭を配置している。平成23年度の臨時的任用教諭の配置数は、全校種を合計すると296人（幼稚園26人、小学校156人、中学校84人、高等学校24人、特別支援学校6人）で、平成22年度に比べて10人増加しており、引き続き本務者の増員に努める必要がある。

#### 2 教諭の年齢構成

教諭の平均年齢は、全校種を平均すると44.4歳（幼稚園46.5歳、小学校43.3歳、中学校45.3歳、高等学校47.9歳、特別支援学校45.9歳）で、平成22年度に比べて0.3歳若年化しているものの、年齢構成が40歳代後半から50歳代に偏在しており、引き続き年齢構成の平準化に努める必要がある。

### 第4 課題への対応

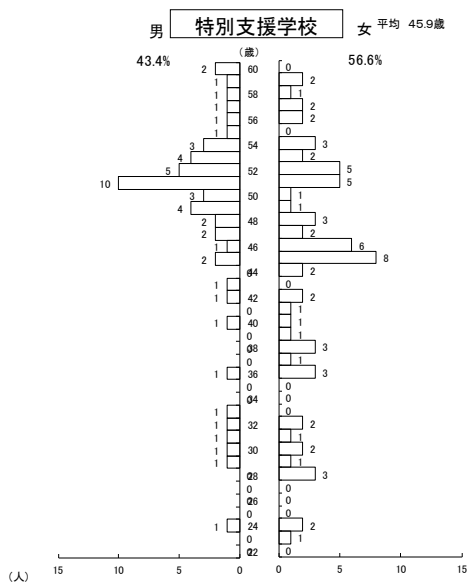
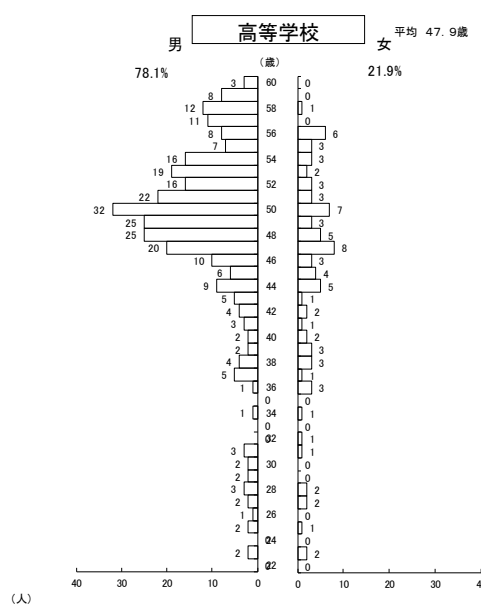
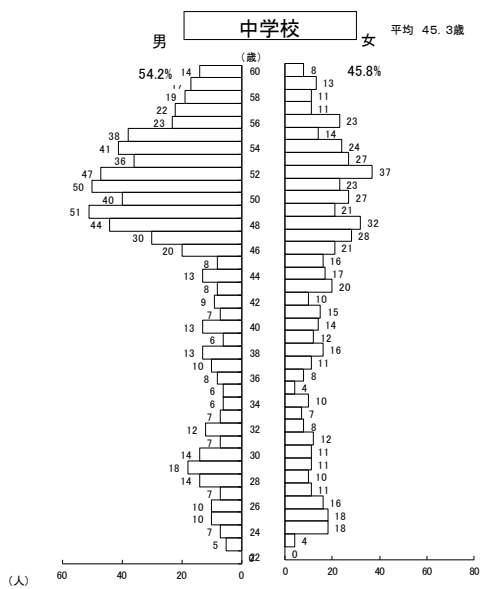
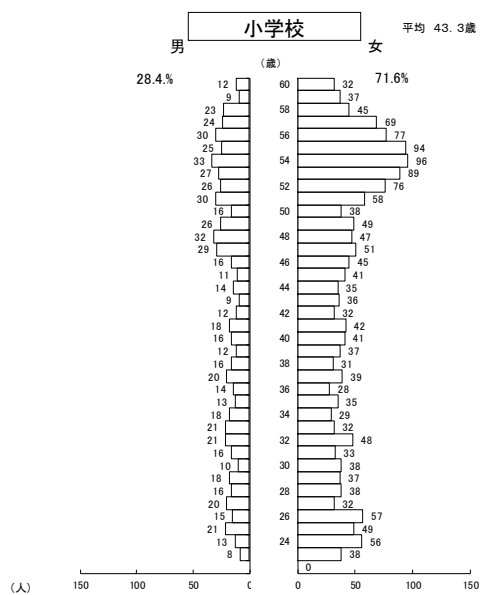
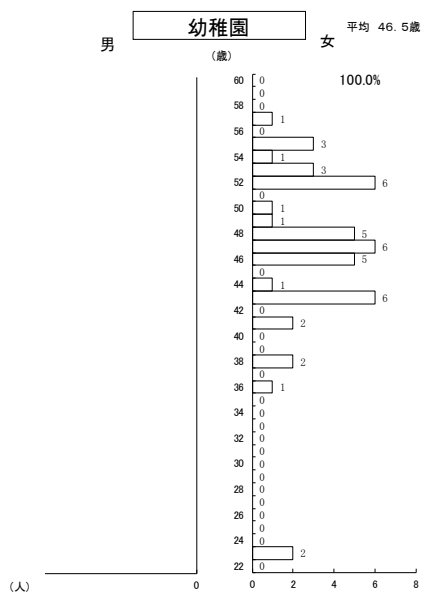
教諭の欠員数の減少や年齢構成の偏在の改善に向け、引き続き、本市関係部署及び県教育委員会と協議し、教諭の計画的採用に努める。

（参考）新規採用者数

（人）

| 区分     | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 幼稚園    | —      | —      | —      | —      | 2      |
| 小学校    | 98     | 114    | 123    | 151    | 133    |
| 中学校    | 33     | 27     | 59     | 78     | 64     |
| 高等学校   | 5      | 6      | 12     | 8      | 10     |
| 特別支援学校 | 2      | 4      | 2      | 4      | 4      |
| 計      | 138    | 151    | 196    | 241    | 213    |

(参考) 教諭の年齢分布 (年齢は平成 24 年 3 月 31 日現在)



## イ 教員の健康管理について

### 第1 事務の目的・概要

児童生徒を直接指導する教員の健康の保持増進に向け、健康診断を実施するとともに、メンタルヘルス不調の未然防止、再発の予防対策を行う。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

#### 1 健康診断について

全教員を対象として血圧、視力、聴力、結核検査、尿検査を、35歳以上の者等には胃、心電図、便潜血、血液、腹囲検査を、検診実施機関が実施し、各学校の教職員保健管理担当医が内科検診及び判定を行うとともに、個々の教員に対して保健指導等を行った。

#### 2 メンタルヘルス対策について

「教職員メンタルヘルス対策実施計画」（平成22年9月策定）に基づき、次のことを行った。

- (1) メンタルヘルス不調の未然防止として、各学校における臨床心理士等を講師としたメンタルヘルス校内研修の開催や、教員の希望に応じた個人面談を行った。
- (2) 教員の心の悩みに対応するため、「こころの健康相談室」において相談員や専門医による相談や指導助言を行った。
- (3) 休職後の円滑な職場復帰と再発防止策として、公立学校共済組合中国中央病院と連携して「復職トレーニング」を実施した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

#### 1 健康診断について

健康診断については、平成23年度の受診率は99.9%となっており、休職等やむを得ない理由の者以外は全ての教職員が受診しており、おおむね事業目的は達成している。

#### 2 メンタルヘルス対策について

平成22年度の病気休職者のうち精神疾患によるものの人数及び割合は、平成21年度と比較して減少しているが、その割合は依然として、病気休職者のうち約6割となっている。精神疾患については、児童生徒への指導の困難さや保護者・同僚等との対人関係、教職員自身の健康や家庭の問題によるものなど、複数の要因が様々に絡み合っていると考えられるが、その減少に向け未然防止対策、早期発見、再発予防に重点を置いた対策を引き続き実施する必要がある。

### 第4 課題への対応

健康診断については、今後とも対象者全員が健康診断を受診するよう学校を通じて働きかける。メンタルヘルス対策については、引き続き、メンタルヘルス不調の未然防止や円滑な職場復帰と再発防止のための取組等を推進する。

(参考) 病気休職者の状況

| 区分                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 病気休職者 (A)         | 85 人     | 72 人     | 64 人     | 77 人     | 81 人     |
| うち精神疾患による者 (B)    | 49 人     | 47 人     | 45 人     | 53 人     | 48 人     |
| 精神疾患による者の割合 (B/A) | 57.6%    | 65.3%    | 70.3%    | 68.8%    | 59.3%    |

## ウ 教員の服務管理について

### 第1 事務の目的・概要

教員は、教育を通じて国民全体に奉仕する全体の奉仕者としての地位の特殊性と職務の公共性を有しており、その服務規律の確保に向け、様々な取組を行っている。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

教員の服務規律の確保を図るため、次の取組を行った。

- 1 服務研修のための指導資料「教職員の服務規律のために」を配付するとともに、校内に設置した「服務管理委員会」を活用し、校内研修の充実を図った。
- 2 初任者研修、教職経験6年次研修、教職10年経験者研修、管理職研修等で服務研修を計画的に実施した。
- 3 校内に設置した「ふれあい相談窓口」を活用し、児童生徒及び保護者への相談体制の強化を図った。
- 4 年間を通じて開催される校長会等において、適宜、事例紹介等の研修資料を配付し、指導の徹底を図った。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

平成23年度の懲戒処分者数は3人であり、根絶に向け引き続き服務規律の確保に努める必要がある。

### 第4 課題への対応

教育公務員としての自覚の徹底を図るため、これまでの取組を継続して推進するとともに、校長会等において、研修方法の事例を紹介するなどして校内研修の充実を図り、より一層服務規律の確保に努める。

(参考) 教員の懲戒処分者数

(人)

| 区分 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 免職 | 1      | 0      | 2      | 0      | 1      |
| 停職 | 0      | 1      | 0      | 1      | 1      |
| 減給 | 1      | 0      | 1      | 0      | 0      |
| 戒告 | 4      | 2      | 5      | 2      | 1      |
| 計  | 6      | 3      | 8      | 3      | 3      |

# 1 学校教育に関する事務

## (3) 研修に関すること

### ア 計画研修の実施について

#### 第1 事務の目的・概要

教職員の資質能力の向上を図るため、「広島市教員研修体系」に基づき、組織的・計画的な研修を実施する。

#### 第2 平成23年度における管理・執行状況

初任者研修や10年経験者研修などの教職経験年数に応じた研修、ひろしま型カリキュラム、ICT活用等の教育課題や教科指導等に係る研修、教育活動や学校運営を推進する人材を育成することを目的とした学校づくりのための人材育成研修、管理職や教務主任等の職務に応じた研修を年間にわたって129講座開設し実施した。

各研修の実施に当たっては、研修ごとに目標を設定し、受講者へのアンケートによりその達成状況を把握した。

##### 1 初任者研修

初任者を対象として、教育者としての使命感や教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、実践的指導力等の教員としての基礎・基本を身に付けさせることを目的としている。

具体的には、生徒指導、人権教育、特別支援教育など緊要な教育課題について理解を図るための研修、学習指導に係る学習指導案の作成や授業研究、及び実地指導など実習・演習を取り入れた実践的な指導力の向上を図る研修、さらには、グループによる課題解決を通して自己理解を深めるとともに人間関係調整力を高めることをねらいとした宿泊研修等を実施した。初任者研修には206名(幼2、小126、中64、高10、特4)が受講した。

##### 2 学校づくりのための人材育成研修

学校のみドルリーダーとして活躍することができる人材の育成を目指した、学校づくりのための人材育成研修(教育活動推進リーダー育成研修、学校運営推進リーダー育成研修)を実施した。

教育活動推進リーダー育成研修には26名(小14、中10、高1、特1)が、学校運営推進リーダー育成研修には55名(幼1、小27、中25、高2)が受講した。

##### 3 管理職研修

管理職として学校運営上の課題の把握や課題解決に資するよう、新任副園長・教頭研修、経験2年次副園長・教頭研修、経験3年次副園長・教頭研修、新任園長・校長研修、経験3年次園長・校長研修を開設し、学校組織マネジメント力に係る演習や、人間関係調整力の向上のためのコーチングスキル等に係る研修を実施した(受講者数は次のとおり)。

○ 管理職研修受講者数

(人)

| 研 修 名         | 受 講 者 数               |
|---------------|-----------------------|
| 新任副園長・教頭研修    | 38 (幼3、小25、中6、高3、特1)  |
| 経験2年次副園長・教頭研修 | 44 (幼3、小29、中9、高2、特1)  |
| 経験3年次副園長・教頭研修 | 45 (幼2、小27、中12、高3、特1) |
| 新任園長・校長研修     | 35 (幼2、小25、中6、高2)     |
| 経験3年次園長・校長研修  | 33 (幼1、小21、中9、高2)     |

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 初任者研修については、教育センター等での研修、指導教員を中心とした校内における研修、及び指導主事による実地指導を通して、初任者が円滑に教育活動に入り、自立して教育活動を展開していくための教員としての基礎・基本を身に付けさせることができた。  
今後も、教員の大量採用が続く中、各学校における若手教員の育成のための校内指導体制づくりを行う必要がある。
- 2 学校づくりのための人材育成研修については、ミドルリーダーとしての自覚を深めるとともに、教育活動や学校運営を円滑に推進するための力量を高めることができた。
- 3 管理職研修については、学校組織マネジメントの視点に立った、組織開発・人材育成についての理解を深めることができた。今後は、各学校が自校の実態に即して理論に基づいた実践が具現化できるような取組が必要である。
- 4 研修内容を活用したいと思った受講者の割合の目標を90%以上としていたところ、初任者研修においては90.9%、学校づくりのための人材育成研修においては100%、管理職研修においては94.4%となっており、研修内容を活用しようとする意識を高めることができた。

### 第4 課題への対応

- 1 初任者研修については、年度当初に、管理職を対象とした連絡協議会の実施等を通して、若手教員の育成のための校内指導体制の確立についての周知を図る。
- 2 学校づくりのための人材育成研修については、より一層内容・方法を充実させ、継続的に実施する。
- 3 管理職研修については、新任園長・校長研修の受講者への訪問を通して、各学校の学校経営に係る実践事例を収集し、研修の教材として活用する。

## イ 校内研修支援について

### 第1 事務の目的・概要

校内授業研究の活性化を目指して、教育センター指導主事が、校内授業研究や研究協議会の進め方などについて年間を通して継続的に指導・助言を行う。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

26校（小学校19校、中学校6校、特別支援学校1校）の校内研修に対して、年間を通して校内授業研究・授業協議会の事前・事後指導、改善点や今後の方向づけ等、授業研究推進上の課題に対する指導・助言を行った。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

各学校の授業研究の実態に即した研修を実施したことで、受講者からは「授業協議会で一人一人の発言量が増え活発な話し合いができるようになった。」「職員同士で授業について話し合ったり教え合ったりする機会が増えた。」などの声が寄せられている。また、自校の校内授業研究が改善されたと感じた受講者の割合の目標を90%以上としていたところ、改善されたと回答した受講者の割合は92%となっており、校内授業研究の活性化を図ることができた。今後は、これまでの研修成果の普及を図る必要がある。

### 第4 課題への対応

実施校での研修成果の分析を通して、効果的な授業研究の進め方等について整理し、その成果の普及を図る。

## ウ 自己研修支援について

### 第1 事務の目的・概要

教員一人一人の自己研修を支援するため、土曜開館や開館時間の延長を実施し、自己研修の機会や場を提供する。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

毎月1回土曜日に教育センターを開館するとともに、毎週金曜日に開館時間の延長を年間35回実施し、教育実践上の課題に対する指導・助言を行うなど、自己研修を支援した。

土曜開館の利用者数は年間841人であり、開館時間の延長利用者は年間468人であった。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

自己研修の機会や場を提供したことにより、小学校算数部会、中学校国語・書写部会などの教育研究会の自主的な研究の推進につながった。

教員の大量採用が続いている中、特に若手教員の資質・能力の向上が必要なことから、今後、土曜開館や開館時間の延長が若手教員の自主的な研究推進につながるものとなるよう、一層の工夫・改善を図る必要がある。

### 第4 課題への対応

若手教員にとってもより魅力的な自己研修の場となるよう、外部講師を招へいしたり、体験的な活動を取り入れたりするなど、内容の充実を図る。

## 1 学校教育に関する事務

### (4) 児童生徒の就学等に関すること

#### ア 就学事務について

##### 第1 事務の目的・概要

就学事務については、学校教育法（昭和22年法律第26号）等に沿って次のような事務を行っている。

###### 1 学齢簿の編製

本市に住所を有する学齢児童及び学齢生徒の就学の状況を管理・把握するため、学齢簿を編製している。

学齢簿は、住民基本台帳に基づき作成し、転居や指定学校変更・区域外就学等により記載した内容に変更を生じたときは必要な加除修正を行っている。

###### 2 入学期日・指定学校の通知

学齢に達する者の保護者に対して入学期日と指定学校を通知している。転入等により新たに学齢簿に記載された場合にも、同様に通知を行っている。

また、相当の理由があると認めたときは、保護者の申出により指定した学校を変更し、保護者、学校長へ通知している。

###### 3 区域外就学等の就学事務

学齢簿に記載された児童生徒が本市立学校以外へ就学する場合は、その市町村と協議するなど区域外就学の事務を行っている。

その他、住所異動に伴う転学、外国人の就学、特別支援教育が必要な者の就学、就学義務の猶予・免除、居所不明者の就学状況把握等の事務を行っている。

###### 4 通学区域の弾力的運用（中学校における隣接校・行政区域内校選択制）

児童や保護者が教育内容や部活動等によって学校を選択できるよう、平成17年度から中学校における隣接校・行政区域内校選択制（以下「中学校選択制」という。）を導入している。

##### 第2 平成23年度における管理・執行状況

1 広島市立の小・中学校及び特別支援学校の平成23年5月1日現在の児童生徒数は、小学校6万6,348人、中学校2万9,332人、特別支援学校419人で合計9万6,099人であり、国、県、私立の小・中学校、区域外就学を合わせると約10万4,500人に係る就学事務を処理した。

2 中学校選択制については、平成24年度新入生9,606人のうち、この制度により入学した生徒は594名（6.2%）となっている。また、平成24年度入学の希望申請者数は1,241人と導入1年目（平成17年度入学）の695人に比べ546人増加した。

##### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 就学事務については、10万人以上の児童生徒の就学情報を手書きの書類を基に処理しており、その事務処理量は膨大で煩雑なものとなっている。こうした事務負担を軽減するために、就学事務の効率化を図る必要がある。

- 2 中学校選択制については、導入時(平成 17 年度)から毎年度、希望申請書を提出した児童とその保護者を対象にアンケート調査を実施している。その結果、希望申請した理由の上位は、「通学しやすさ」、「部活動」、「教育活動」となっており、中学校を選択できるようになったことについては、約 8 割の児童・保護者が「中学校で行われる教育活動や行事への関心が高まった。」と肯定的に捉えているが、より一層、各中学校の教育目標や特色などについて保護者や児童への情報提供が求められる。

#### 第4 課題への対応

- 1 就学事務については、事務量を縮減し、正確かつ効率的な事務処理を行うことができるようシステムの導入を図る。
- 2 中学校選択制については、各中学校の教育活動、部活動等の情報を掲載したガイドブックを作成し中学校へ進学する児童・保護者へ配付するとともに、各中学校において、引き続き特色ある学校づくりを進め、自校の特色を児童・保護者、地域にアピールするよう努めていく必要がある。

(参考) 中学校選択制の実施状況

(人)

| 区分     | 平成 20 年度入学 | 平成 21 年度入学 | 平成 22 年度入学 | 平成 23 年度入学 | 平成 24 年度入学 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 新入学生数  | 9,610      | 9,643      | 9,778      | 9,904      | 9,606      |
| 受入可能数  | 1,735      | 1,810      | 1,760      | 1,760      | 1,745      |
| 希望申請者数 | 1,054      | 1,089      | 1,211      | 1,292      | 1,241      |
| 入学者数   | 547        | 567        | 600        | 645        | 594        |

## イ 就学援助について

### 第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、教育の機会均等を保障し義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学に支障をきたす児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等必要な援助を行う制度である。

平成 22 年度からは、制度の対象者を、広島市立小・中学校の児童生徒に加え、国立、県立、私立の小・中学校の児童生徒の保護者(広島市民に限る。)にも拡大している。

### 第2 平成 23 年度における管理・執行状況

就学援助制度は、保護者の経済状態が反映され、社会経済状況の変化に影響される部分が大きく、平成 22 年度までは、厳しい経済情勢を反映し、就学援助を必要とする世帯が増加し受給者数・受給率・支給額が大幅に増加してきたが、平成 23 年度は受給者数 29,521 人、受給率 28.7%、支給額 19 億 7,626 万円と、前年度に比べて微増となっている。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

これまで増加してきた受給者数・受給率が平成 23 年度は微増の状況にあり、児童生徒数の減少傾向を勘案すると、社会経済状況が安定すれば、今後の事業費が、減少に向かうものと考えられる。

事務処理の面では、各学校及び学事課で約 3 万人の情報入力帳票作成を手書きで行うなど、紙ベースで認定及び支給事務を行っているため、事務の負担が大きいものがある。

### 第4 課題への対応

就学援助制度は、義務教育を保障する重要な制度であることから、今後も引き続き適切な援助を行い、児童生徒の就学及び健全な学習環境の確保に努める。

また、手書きで処理しているものを電算化することにより事務量を縮減し、正確かつ効率的な事務処理を行うことができるようシステムの導入を図る。

(参考) 就学援助の受給者数等

| 区分   |          | 平成 19 年度      | 平成 20 年度      | 平成 21 年度      | 平成 22 年度      | 平成 23 年度      |
|------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 受給者数 | 広島市立     | 24,329 人      | 25,293 人      | 26,647 人      | 28,883 人      | 29,081 人      |
|      | 国立・県立・私立 | —             | —             | —             | 353 人         | 440 人         |
|      | 合 計      | 24,329 人      | 25,293 人      | 26,647 人      | 29,236 人      | 29,521 人      |
| 受給率  | 広島市立     | 25.5%         | 26.3%         | 27.7%         | 30.2%         | 30.4%         |
|      | 国立・県立・私立 | —             | —             | —             | 5.1%          | 6.0%          |
|      | 合 計      | 25.5%         | 26.3%         | 27.7%         | 28.4%         | 28.7%         |
| 支給額  | 広島市立     | 15 億 4,222 万円 | 16 億 4,622 万円 | 17 億 7,408 万円 | 19 億 4,251 万円 | 19 億 5,703 万円 |
|      | 国立・県立・私立 | —             | —             | —             | 1,485 万円      | 1,923 万円      |
|      | 合 計      | 15 億 4,222 万円 | 16 億 4,622 万円 | 17 億 7,408 万円 | 19 億 5,736 万円 | 19 億 7,626 万円 |

※ 平成 22 年度までは実績、平成 23 年度は決算見込

## 1 学校教育に関する事務

### (5) 学習指導、生徒指導等に関すること

#### ア 学習指導に関すること

##### (ア) 学力向上について（ひろしま型カリキュラム）

#### 第1 事務の目的・概要

小・中学校の連携・接続の改善、小学校5年生から中学校3年生までの「言語・数理運用科」及び小学校5・6年生での「英語科」の実施を主な内容とする「ひろしま型カリキュラム」を全小・中学校で実施し、児童生徒の言語や数理を運用する能力を育み、思考力、判断力、表現力の向上を図る。

#### 第2 平成23年度における管理・執行状況

##### 1 小・中学校の連携・接続の改善

小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間を「学びの基盤づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、読み・書き・計算等の基礎的な知識・技能の定着を図ることに重点を置き、1日15分間の国語タイム、算数タイムといった帯時間を週3日実施するとともに、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間を「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、言語・数理運用科を週1時間、小学校英語科を週2時間実施した。

また、小学校と中学校の学びをつないでいくため、各中学校区の小・中連携教育研究会において、小・中学校が共通の研究テーマを設定して授業研究会や合同研修会を行うなど、各教科等における指導方法の工夫・改善に係る実践研究を実施した。

##### 2 「言語・数理運用科」の実施

身の回りの事象や地域・世界に見られる社会事象・自然事象などをテーマとした問題解決的な学習を通して思考力・判断力・表現力の向上を図るため、各学校において小学校5年生から中学校3年生で「言語・数理運用科」の授業を週1単位時間実施した。

また、「言語・数理運用科」の授業を円滑に実施するため、各学校に、副読本、ワークシート、黒板掲示用教材等を配布した。

##### 3 小学校の「英語科」の実施

言語や文化に対する興味・関心を高め、英語を聞いたり話したりする力の基礎を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、小学校5、6年生で「英語科」の授業を週2単位時間実施した。

また、「英語科」の授業を円滑に実施するため、英語指導アシスタント（AIE）及び外国人英語指導助手（ALT）を全小学校に派遣するとともに、副読本、ワークシート、英単語カード、音声教材等を配布した。

##### 4 学力向上推進評価委員会の設置・開催

児童生徒の学力の定着状況や「ひろしま型カリキュラム」などの学力向上施策等について、専門的な視点から意見・提言を受けるため、教育委員会事務局に学力向上推進評価委員会を設置し、

平成 23 年度は 4 回開催した。

### 第 3 管理・執行状況に関する評価及び課題

#### 1 小・中学校の連携・接続の改善

「基礎・基本」定着状況調査の学校質問紙調査において、「中学校（校区内の小学校）と連携した」と回答した割合が、本市小学校では、県の 55.9%に対し 63.8%、中学校では、県の 79.9%に対し 92.2%と高い水準を示すなど、小・中連携教育研究会における実践研究等を通して、小・中連携教育に係る教員の意識が高まってきている。今後、9 年間を見通した学習スタイルの確立など、小・中学校の共通認識に基づく学習指導の具体的な取組を一層推進する必要がある。

#### 2 「言語・数理運用科」の実施

「言語・数理運用科」の授業を通して、学習活動（情報を取り出す、思考・判断する、表現する）の定着が図られてきており、授業改善に関する教師の意識も高まっていることを、各学校の校内研修会における教師の発言等から把握することができた。今後、全ての教科において思考力・判断力・表現力の向上を目指した授業改善を推進する必要がある。

また、「言語・数理運用科」の実施状況を踏まえ、より学習効果が上がるように、「言語・数理運用科」の学習指導計画、副読本等の改訂に向けた検討を行う必要がある。

#### 3 小学校の「英語科」の実施

「聞くこと」、「話すこと」を中心とした「英語科」の学習方法や、担任と英語指導アシスタント（AIE）のティーム・ティーチングによる指導が定着し、英語に対する児童の興味・関心度が高まってきていることを、指導主事による授業観察等を通して把握することができた。

#### 4 学力向上推進評価委員会の設置・開催

委員による学力向上施策に係る協議や学校視察等を通して、児童生徒の学力や学校における取組の現状・課題の分析を行い、「ひろしま型カリキュラム」の取組が各学校において定着しつつあることや、児童生徒の思考力・判断力・表現力の育成がなお不十分であることなどを把握することができた。

今後は、児童生徒の学力の状況をよりきめ細かく把握するための評価方法や、児童生徒の実態を踏まえた改善策等について検討する必要がある。

### 第 4 課題への対応

#### 1 小・中学校の連携・接続の改善

- (1) 小・中連携教育研究会に指導主事を派遣し、9 年間を見通した教科等の指導に関する系統的な取組方策などについて指導・助言を行う。
- (2) 小・中連携教育の実践研究に先行して取り組んでいる研究校の成果をまとめ、全小・中学校に発信・普及する。

#### 2 「言語・数理運用科」の実施

- (1) 「言語・数理運用科」の研修を継続実施するとともに、各教科等において思考力・判断力・表現力の育成に向けた指導の改善などに先進的に取り組む授業改善推進校を指定して実践研究を行い、その成果を公開研究会等を通して全小・中学校に普及する。
- (2) 「言語・数理運用科」の学習指導計画、副読本等の改訂に向けた検討を行うための組織を設置し、内容や構成等の改善を図る。

#### 3 小学校の「英語科」の実施

「英語科」の学習方法や教師の役割等について、引き続き教員を対象とした研修会や校内研修

会等を通して指導・助言を行い、「英語科」の授業の一層の充実を図る。

#### 4 学力向上推進評価委員会の設置・開催

「ひろしま型カリキュラム」の評価を行うため、言語・数理運用科の評価問題等を作成して調査を実施するとともに、こうした調査結果等を詳細に分析し、帯時間の学習の充実方策など、課題に対する改善策について検討を行う。

## (イ) 徳育について（規範性をはぐくむ教育プログラム）

### 第1 事務の目的・概要

規範性をはぐくむための教材・活動プログラムの活用を図るための研修会や、社会に貢献する中学生を対象とした表彰を実施するとともに、集団宿泊活動についての実践研究を進め、本市の児童生徒の規範性をはぐくむ。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

#### 1 教材・活動プログラムの活用についての研修会の開催

大学関係者を講師として招へいし、各学校の教職員を対象に、教材・活動プログラムの内容や指導方法等の周知を目的とした研修会を開催した。また、規範性をはぐくむ教育リーディング校（小学校11校、中学校8校）において、公開授業研修会を実施し、実践研究の成果等の普及を行った。

#### 2 「広島 グッドチャレンジ賞」表彰の実施

中学生を対象として、社会や地域に貢献するなど、善いことを自ら実践した生徒や生徒会、グループを表彰した。

#### 3 「山・海・島」体験活動推進事業の実施（小学校4校）

児童の規範性など豊かな人間性を育成するために、集団宿泊活動における効果的な指導方法等を実践研究し、その成果等を各学校へ普及した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

#### 1 教材・活動プログラムの活用についての研修会の開催

大学関係者を講師として招へいした研修会や規範性をはぐくむリーディング校における公開授業研修会の実施を通して、プログラムの内容や具体的な指導方法等を周知することができた。今後は、リーディング校を中心に本プログラムの普及について一層推進する必要がある。

#### 2 「広島 グッドチャレンジ賞」表彰の実施

表彰者等が平成21年度54件、平成22年度55件、平成23年度70件と年々増加してきており、各中学校において、清掃・あいさつ運動等のボランティア活動に生徒自ら進んで取り組もうとする意欲・態度が醸成されている。

表彰された学校数は、平成21年度28校、平成22年度30校、平成23年度31校となっており、今後、各学校における取組を進めて行く必要がある。

#### 3 「山・海・島」体験活動推進事業の実施

集団宿泊活動に参加した4校の児童のアンケート結果を含む実施報告書によると、「誰とでも仲良くできる」、「きまりやルールを守ることができる」の項目で肯定的な回答の割合が増えるなど、児童の協調性・規範性などの向上に効果的であるという結果が得られた。今後は、さらに実践研究の成果等を各学校へ普及する必要がある。

### 第4 課題への対応

#### 1 教材・活動プログラムの活用についての研修会の開催

校長会や各校の道徳担当教員を対象とした研修会において、リーディング校における取組の周知を図るとともに、本プログラムの普及・啓発を促進する。

#### 2 「広島 グッドチャレンジ賞」表彰の実施

全中学校各校の生徒等が表彰されるよう、引き続き、校長会等において事業の周知に努める。

#### 3 「山・海・島」体験活動推進事業の実施

小学校長会や教育センター講座等において、実践研究の成果等の普及・啓発を図る。

## (ウ) 体力向上について

### 第1 事務の目的・概要

体力向上推進委員会（大学教授等の専門家を構成員とし、児童生徒の体力の状況や体力向上施策について、専門的な視点から意見・提言を受けることを目的として設置）において、体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を全校に普及させるとともに、体育の授業改善を進めることにより、児童生徒の基礎的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲をはぐくむ。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

#### 1 体力づくりジャンプアップ事業の実施

「1校1体力づくり事業」を実施することにより、各小学校において、年間を通じて体力を向上させる取組を推進するとともに、児童が目標をもって主体的に体力向上に取り組めるようにするため、「体力アップハンドブック」の配布や、「新体力テスト」の結果を基にした「体力アップ認定証」や「体力優秀賞」の交付を行った。

#### 2 子どもの体力向上支援事業の実施

児童生徒の体力の状況について、「新体力テスト」の調査結果を基に分析するとともに、平成21年度に作成・配布した「子どもの体力向上支援プログラム（運動プログラム）」の活用状況について検討を行った。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

#### 1 体力づくりジャンプアップ事業の実施

(1) 各小学校における「1校1体力づくり事業」の実施や「体力アップハンドブック」等の配布を通して、児童が自らの体力に関心を持ち、体力向上への意欲を高めることができた。

今後、児童が「体力アップハンドブック」をより一層活用し、主体的に体力向上に取り組めるよう、内容の見直しなどを行う必要がある。

(2) 「新体力テスト」の結果における児童生徒の体力は、向上傾向にあるものの、本市の平均値が全国の平均値以上になっている種目数の割合は、小学校 45.8%、中学校 51.9%となっており、体力を向上させる取組を充実させる必要がある。

#### 2 子どもの体力向上支援事業の実施

「子どもの体力向上支援プログラム（運動プログラム）」は、全小・中学校で活用されているが、今後は、体育の授業や休憩時間等におけるより一層効果的な活用方法について研究する必要がある。

### 第4 課題への対応

#### 1 体力向上推進事業の実施

(1) 「体力アップハンドブック」の内容を見直すとともに、その活用方法や家庭との連携のあり方について、校長会や教員を対象とした研修会等を通して指導・助言を行い、学校の実態に応じた体力づくりの取組の一層の充実を図る。

(2) 体力向上推進校において、「子どもの体力向上支援プログラム（運動プログラム）」の効果的な活用方法について実践研究を行い、その研究成果を全小・中学校に普及し、授業改善を推進する。

## イ 文化芸術教育について

### 第1 事務の目的・概要

児童生徒に、本物の文化芸術に触れる機会や文化芸術に関する学習の成果を発表する機会を提供するとともに、各学校における文化芸術の活性化の支援をすることによって、学校における文化芸術教育の充実を図り、児童生徒の豊かな情操や感性をはぐくむ。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

#### 1 文化の祭典の開催

文化芸術活動の振興を図るとともに、児童生徒にいきいきとした学校生活を送らせ、健全な育成を図るため、小・中・高等学校の各校種における文化の祭典を開催した。

#### 2 伝統文化に関する教育の推進事業の実施

中学校においては、リーダー的な役割を果たす推進校を4校指定し、生徒の芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うため、伝統文化に関する教育について、専門家による体験授業を実施した。

#### ○ 文化の祭典の概要

| 区分         | 期日                    | 場所                            | 部門                                                                                               |
|------------|-----------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オープニングイベント | 平成23年10月15日           | アルパーク東棟<br>時計の広場              |                                                                                                  |
| 小学校の部      | 平成23年12月6日<br>～12月11日 | アステールプラザ<br>中・大ホール<br>市民ギャラリー | ・ことばの部<br>(音読・暗唱、作文発表、読書感想文発表など)<br>・音楽の部<br>・展示の部(書写、図画工作など)                                    |
| 中学校の部      | 平成23年11月1日<br>～11月6日  | アステールプラザ<br>中・大ホール<br>市民ギャラリー | ・ステージ部門Ⅰ<br>(合唱・器楽・吹奏楽・演劇など)<br>・ステージ部門Ⅱ<br>(話し方・英語暗誦・放送コンテストなど)<br>・展示部門<br>(書写・家庭科・技術・社会・美術など) |
| 高等学校の部     | 平成24年1月11日<br>～1月15日  | 安佐南区民文化センター                   | ・ステージの部<br>(演劇、放送、箏曲、合唱、吹奏楽、合同バンド)<br>・展示の部<br>(美術、陶芸、アート、書道、茶華道、写真、<br>文芸、工業、インターネット、外国語など)     |

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

#### 1 文化の祭典の開催

「オープニングイベント」等を開催し、文化芸術に関する日頃の学習の成果を発表した。

「小学校の部」及び「中学校の部」について、これまで出演・出品していない学校に対して働きかけを行い、全小・中学校が参加することができた。

小・中・高等学校の各校種ごとにそれぞれ開催したが、中学校の部においては、来場者が少ない状況が見られた。

#### 2 伝統文化に関する教育の推進事業の実施

中学校の推進校を対象に、能、鼓、雅楽などの専門家を派遣し、伝統文化に親しむ体験授業を

実施した結果、伝統や文化についての関心が高まった生徒の割合は、目標値の 80%以上に対して 86.2%であった。

今後は、全小・中学校において、伝統文化に関する教育を一層推進するため、推進校を小学校に拡大する必要がある。

#### 第4 課題への対応

##### 1 文化の祭典の開催

引き続き校長会、広島市小学校教育研究会、広島市中学校文化連盟と連携し、全校参加に向けて取り組む。また、中学校の部については、来場者が少ない会場について、部門の組合せなどを変更し、来場者の増加を目指す。

##### 2 伝統文化に関する教育の推進事業の実施

伝統文化に関する教育の推進事業については、小学校2校・中学校2校の推進校を指定し、専門家を招へいた体験授業の実施や年間指導計画の作成等の実践研究を行い、その研究の成果を他校に情報提供することを通して、伝統文化に関する教育の充実を図る。

## ウ 平和学習の推進について

### 第1 事務の目的・概要

ヒロシマの被爆体験を原点として、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成するため、各学校において、被爆体験者より直接話を聴く会や、8月6日の平和記念日に焦点を当てた平和を考える集い等を開催している。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

#### 1 平和教育プログラムの策定

学識経験者、小・中・高等学校長及び教諭等で構成する平和教育プログラム策定委員会を設置し、児童生徒の発達段階に即した平和教育プログラムの試案を策定した。

#### 2 被爆体験を聴く会等の開催

市立学校において、被爆体験者を招へいし、被爆の実相や平和への願いを聴く会等を開催した。

#### 3 平和を考える集い等の開催

市立学校において、平和記念日に焦点をあて、平和を考える集い等を開催した。

#### 4 こどもピースサミットの実施

小学生の平和についての意識を高めるため、「こどもピースサミット」への意見作文の募集や「平和の歌声・意見発表会」の開催、そして、平和への誓いの発信を通じ、こどもたちの平和についての意識の高揚を図った。

#### 5 ひろしま子ども平和議会の実施

こどもたちの平和意識の高揚と平和への主体的な取組の推進を図るため、市民局との共催により、ひろしま子ども平和議会を開催した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

#### 1 平和教育プログラムの策定

教材開発協力校による平和教育プログラム（試案）に基づいた実践研究を行い、その成果と課題を整理する必要がある。

#### 2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっている。

#### 3 平和を考える集い等の開催

8月6日を中心として、地域の実情等を考慮し、全校において平和を考える集い等を実施するなど、各学校における平和教育の取組が充実してきている。

#### 4 こどもピースサミットの実施

こどもピースサミットへ応募する小学校の割合 100%を目標数値としているが、平成21年度 84.3%、平成22年度 93.6%、平成23年度 94.4%と年々増加するなど、平和について自主的、実践的な取組を行う学校が増えている。

#### 5 ひろしま子ども平和議会の実施

参加した生徒の感想及び意見では、原爆の被害や平和のことが以前と比べて分かるようになって

たと答えた生徒の割合が、平成 23 年度 93.2%と、前年度（平成 22 年度）89.0%に比べて増加するなど、平和を希求する生徒の意識が高まってきている。

#### 第 4 課題への対応

##### 1 平和教育プログラムの策定

教材開発協力校による平和教育プログラム（試案）に基づいた実践研究を行うとともに、実践研究の成果と課題を整理し、各校長会、小・中学校教科研究会、教育センター講座、各校内研修会において、具体的な説明や実践発表などにより普及・啓発を図る。

##### 2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進めるとともに、被爆体験を聴く会の全校実施に向け、開催趣旨等の周知に引き続き取り組む。

##### 3 平和を考える集い等の開催

全校において、地域の実情等に即した平和を考える集い等が実施されており、引き続き 8 月 6 日の意義を理解させるための取組を推進する。

##### 4 こどもピースサミットの実施

全校での取組となるよう、引き続き、取組の充実に向けて、校長会等において周知に努める。

##### 5 ひろしま子ども平和議会の実施

ひろしま子ども平和議会の趣旨及び取組内容について、校長会等において周知に努めるなど平和メッセージを発信する取組の充実を図る。

## エ 教育課程に関すること

### (ア) ひろしま型カリキュラムについて（再掲）

前記「ア学習指導に関すること （ア）学力向上について（ひろしま型カリキュラム）」（25 ページ）のとおり。

## (イ) 広島市ハイスクールビジョンについて

### 第1 事務の目的・概要

市立高等学校改革の基本方針である「広島市ハイスクールビジョン」（平成 22 年 3 月策定）の行動計画として策定された「ハイスクールビジョン推進プログラム」に則り、学科ごとの将来構想、市立高等学校共通の取組等について検討し、魅力ある高校づくりの一層の充実を図る。

### 第2 平成 23 年度における管理・執行状況

#### 1 学科改編等

美鈴が丘高等学校普通科国際理数コースについては、高等学校新学習指導要領において知識・技能を活用する学習や探究する学習が重視されることに伴い、同要領に「数学活用」、「理科課題研究」が新設され、また、外国語において、生徒が英語に触れる機会の充実が図られるなど、これまで、国際理数コースが特色として行ってきた学習が、普通科において実施することが可能となった。こうしたことを踏まえ、数学及び理科が先行実施される平成 24 年度から、生徒募集を停止するとの方針を決定した。

沼田高等学校普通科体育コースについては、平成 24 年度から、専攻実技種目の「陸上競技」を「陸上競技（女子駅伝）」に特化し、「体操競技（新体操を除く。）」の募集を停止するとともに、活性化を図るため、平成 26 年度開設に向けた寮建設の計画を決定した。

中学校教育と高等学校教育を 6 年間一貫して行う中高一貫教育校の将来構想については、安佐北中・高等学校のこれまでの特色ある取組の成果と課題を踏まえ、校内に検討委員会を設置し、他都市に設置している中等教育学校の情報の収集や具体的な教育課程編成などについて検討するなど、中等教育学校移行に向けた検討を進めた。

#### 2 市立高等学校共通の取組

学校関係者と教育委員会事務局職員で構成する「ハイスクールビジョン推進委員会」を設置し、市立高等学校が共通に取り組むべき内容として、探究的な学習の充実等について検討を行った。

また、平成 23 年度から新たに全市立高等学校を対象とした授業研究会を実施するとともに、同研究会に指導主事を派遣し、高等学校教員の授業力の向上に向けた支援を行った。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

#### 1 学科改編等

美鈴が丘高等学校については、国際理数コースで蓄積した実績を生かし、平成 24 年度からの高等学校学習指導要領（理科、数学）の先行実施を機に、普通科全体で、知識・技能を活用し、探究する学習を充実させることが求められる。

沼田高等学校普通科体育コースについては、専攻実技種目の見直しに伴い、指導環境の充実をはじめ、寮建設に向けた基本構想を策定するなど、より一層の活性化を図ることが求められる。

安佐北中・高等学校については、中高一貫教育の特色を生かした教育課程編成や特色ある取組の検討など、中等教育学校としての魅力づくりが求められる。

以上のような課題はあるものの、「ハイスクールビジョン推進プログラム」に則った取組が、計画どおり進んでいる。

## 2 市立高等学校共通の取組

探究的な学習の充実については、課題研究発表会を公開する学校が1校から4校に増えるとともに、実施校における課題研究の発表方法等の工夫がみられた。今後も引き続き、課題研究のあり方について検討する必要がある。

市立高等学校授業研究会については、各教員が授業実践を基に研究協議を行うことにより、実践的指導力の向上を図ることができた。

## 第4 課題への対応

### 1 学科改編等

美鈴が丘高等学校については、普通科全体で知識・技能を活用する学習や探究する学習を充実させる教育課程編成や特色ある取組の推進に向けた指導、助言を行う。

沼田高等学校普通科体育コースについては、より一層の活性化を図るために、寮建設に向けた基本構想を策定するとともに、実施設計を行う。また、円滑な寮の運営に向け、他都市の先行例等を踏まえた調査研究を行う。

安佐北中・高等学校については、中等教育学校としての魅力づくりに向け、先進校視察や教育課程の実践研究など、調査研究を行う。

### 2 市立高等学校共通の取組

ハイスクールビジョン推進委員会としては、推進プログラムに則り、継続して探究的な学習の充実に向けて検討するとともに、市立高等学校の授業研究会を引き続き実施し、教員の指導力の向上を図ることができるよう、指導・支援を行う。

## オ 生徒指導に関すること

### (ア) いじめ・不登校等対策の推進について

#### 第1 事務の目的・概要

いじめや暴力行為などの問題行動及び不登校の問題の解決に向け、スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業等の事業を実施している。

#### 第2 平成23度における管理・執行状況

##### 1 いじめの問題の解決に向けた取組

全ての市立小・中学校において、児童生徒の良質な人間関係づくりを促進する「子どもの人間関係づくり推進プログラム」及び課題の予兆を示す子どもへの早期支援を図る「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施するとともに、いじめ防止に向けて児童生徒の主体的取組を発表、提案する「STOPいじめ！サミット」を開催した。

##### 2 暴力行為の減少に向けた取組

各中学校区に、小・中学校の教職員、PTA、地域代表者等からなるふれあい活動推進協議会を設置し、暴力行為等の未然防止に向けて地域ぐるみで清掃活動等を実施した。

また、警察OBなどのスクールサポート指導員（8名から16名に増員）を学校に派遣し、問題行動を起こす児童生徒及びその保護者への支援や関係機関との連携を行った。

##### 3 不登校児童生徒への支援

全ての市立小・中学校に「ふれあいひろば」を開設し、ふれあいひろば推進員と連携した相談活動や学習支援など、不登校・不登校傾向の児童生徒の教室復帰に向けた支援を実施した。

また、教育相談体制を構築するため全ての市立中・高等学校及び特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者等へのカウンセリング、教職員への助言等を実施（中学校に配置したスクールカウンセラーは、校区内の全小学校への相談等を実施）した。

さらに、スクールソーシャルワーカー5名を教育委員会事務局に配置し、関係機関とのネットワークを構築することを通して、不登校、児童虐待等の様々な問題を抱えている児童生徒の保護者への相談活動、ヘルパー派遣やメンター制度の活用などといった家庭等への働きかけを行った。

#### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

##### 1 いじめの問題の解決に向けた取組

いじめの認知件数は、前年度と比べて減少したものの、潜在的ないじめの発見に向けた教職員の恒常的な取組が必要である。また、いじめの未然防止に向けては、対症療法的な生徒指導に替わって、人間関係づくりなどの児童生徒の問題行動の未然防止に関する校内研修会を実施する学校が増えるなど、いじめの未然防止に向けた取組の充実が見られるが、今後もより一層推進していくことが求められる。

##### 2 暴力行為の減少に向けた取組

スクールサポート指導員による学校への支援・強化等を通して、暴力行為の発生件数は減少したが、暴力行為といじめとは密接に関連する内容であり、今後、暴力を生み出さない学校風土の

醸成、潜在的な暴力行為の発見へ向けてきめ細やかな取組が必要である。

### 3 不登校児童生徒への支援

前年度と比べて、中学校の不登校生徒数は減少したが、小学校の不登校児童数は増加した。

今後、スクールカウンセラーから教員が専門的な助言を受けながら対応方針を決定するコンサルテーション会議やチーム支援の充実など、小学校における生徒指導体制を強化するとともに、不登校児童生徒の理解と支援に関する教職員の資質向上及び専門家と連携したきめ細やかな指導を推進する必要がある。

## 第4 課題への対応

### 1 いじめの問題の解決に向けた取組

いじめの問題解決は、早期発見、早期対応が何よりも重要であることから、今後も、各学校において、「いじめの兆候・サインチェックリスト」などを活用し、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、「いじめに関するアンケート」を定期的に行う。また、児童生徒による主体的ないじめ防止の取組を充実させる。

教育委員会としては、いじめの未然防止に向けての各学校における取組状況を確認し、指導主事等を派遣するなどして指導の徹底を図るとともに、教員研修や相談体制の充実に向けて取り組む。

### 2 暴力行為の減少に向けた取組

暴力行為は依然として憂慮すべき状況にあることから、未然防止や早期解決に向けて、学校、スクールサポート指導員、少年育成官などの関係機関の職員等で構成するサポート会議を開催するなど、学校、家庭、関係機関の連携の強化を図る。

### 3 不登校児童生徒への支援

不登校の兆候を示す児童生徒を早期に把握し、スクールカウンセラーと連携した支援を充実させるとともに、スクールソーシャルワーカーの拠点校配置をモデル的に実施し、その成果を検証する。

(参考) いじめの認知件数

(件)

| 区 分  | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校  | 80       | 70       | 51       | 108      | 101      |
| 中学校  | 191      | 154      | 108      | 122      | 113      |
| 高等学校 | 2        | 3        | 1        | 3        | 3        |
| 合 計  | 273      | 227      | 160      | 233      | 217      |

暴力行為の発生件数

(件)

| 区 分  | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校  | 17       | 69       | 99       | 125      | 94       |
| 中学校  | 268      | 388      | 476      | 589      | 543      |
| 高等学校 | 10       | 11       | 14       | 9        | 9        |
| 合 計  | 295      | 468      | 589      | 723      | 646      |

## 不登校児童生徒の人数

(人)

| 区 分  | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校  | 275      | 271      | 271      | 276      | 287      |
| 中学校  | 835      | 879      | 848      | 846      | 827      |
| 高等学校 | 64       | 71       | 63       | 43       | 38       |
| 合 計  | 1,174    | 1,221    | 1,182    | 1,165    | 1,152    |

## カ 特別支援教育に関すること

### (ア) 特別支援教育体制充実事業について

#### 第1 事務の目的・概要

小・中学校等に在籍する発達障害等を有し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導を行うため、専門家チームによる巡回相談指導等を行う。

#### 第2 平成23年度における管理・執行状況

##### 1 専門家チームによる巡回相談指導の実施

学校からの依頼を受け、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対して、大学教授や医師等からなる専門家チームによる巡回相談指導を幼稚園24園に29回、小・中・高等学校110校に192回実施した。

##### 2 特別支援教育の理解・啓発の推進

小・中学校等の管理職対象の講演会及びこども未来局との共催による保護者・市民対象の講演会を各1回実施した。

##### 3 特別支援教育コーディネーターの資質の向上

校内の特別支援教育の推進役を担っている特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図るため、新任者を対象とした研修会を5回、経験者を対象とした研修会を3回実施するとともに、中核的なコーディネーターの養成に係る研修会を2回実施した。

#### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

##### 1 専門家チームによる巡回相談指導の実施

申請のあった全ての学校に対して巡回相談指導を行うことを目標として取り組み、目標を達成した。さらに、複数回の巡回相談指導を希望する園・学校に対して複数回実施したことにより、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導が行われるようになってきた。今後は、早期発見・早期対応を図るため、幼稚園における巡回相談指導を充実させる必要がある。また、特別支援学級に在籍している発達障害等の児童生徒へのより適切な指導を行うため、特別支援学級における巡回相談指導を充実させる必要がある。

##### 2 特別支援教育の理解・啓発の推進

学校管理職、保護者、市民への特別支援教育の理念の浸透を図るため、講演会等を開催した。「子育てと発達障害について」をテーマとした講演会については、講演会実施後のアンケート調査において、参加者から「発達障害のある子どもへの対応について、理解が深まった」等の高い評価を得ており、今後も継続して実施する必要がある。

##### 3 特別支援教育コーディネーターの資質の向上

特別支援教育コーディネーター全員を対象に研修会を実施したことにより、特別支援教育の推進に係る基本的な事項について理解させることができた。

また、中核的なコーディネーターの養成に係る研修会においては、特別支援教育の推進について校内の中心的な役割を果たす特別支援教育コーディネーターに対し、検査法の実習など専門的

な研修を行い、リーダーとして必要な知識、理解を深めることができた。

今後は、特別支援教育について実践的な研修内容を充実させる必要がある。

#### 第4 課題への対応

##### 1 専門家チームによる巡回相談指導の実施

幼稚園を中心に継続的な訪問を行うなど巡回相談指導の充実を図る。

##### 2 特別支援教育の理解・啓発の推進

引き続き、教職員を始めとする関係者、一般市民を対象とした研修会を継続して実施する。

##### 3 特別支援教育コーディネーターの資質の向上

資質の向上を図るため、より実践的指導力を高めるための研修会を継続して実施する。

## (イ) 特別支援教育アシスタント事業について

### 第1 事務の目的・概要

小・中・高等学校の通常の学級に在籍する肢体不自由及び学習障害等を有し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育アシスタントを配置し、学校生活における支援及び介助を行う。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

小・中学校の通常の学級に在籍する肢体不自由や学習障害等のある児童生徒に対し、特別支援教育アシスタントを190校、311人配置した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

特別な教育的支援が必要な児童生徒数が年々増加している中で、各学校からの申請に基づき、必要と判断された学校に特別支援教育アシスタントを適切に配置した。

特別支援教育アシスタントを配置することにより、児童生徒の学校生活における安全が確保されたり、授業時間におけるきめ細かな支援ができるようになるなど、学校長から評価する報告が数多く寄せられている。

### 第4 課題への対応

今後も学校からの報告や指導主事による学校訪問等により、幼児児童生徒の実態把握を行い、必要な特別支援教育アシスタントを適切に配置するとともに、その活用について学校に対する指導・支援を行う。

(参考) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒数及び特別支援教育アシスタント数 (人)

| 区分                  | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特別な教育的支援を必要とする児童生徒数 | 1,062  | 1,563  | 1,850  | 2,017  | 2,582  |
| 特別支援教育アシスタント数       | 199    | 249    | 274    | 292    | 311    |

## (ウ) 障害のある子どもの就学・教育相談について

### 第1 事務の目的・概要

教育上特別な配慮を必要とする子どもの発達や障害の状況、必要な教育内容や方法等について、保護者と学校との共通理解を図るため、就学に係る十分な情報の提供と助言を行う。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

担当指導主事と特別支援教育相談員が、電話、面談及び訪問による相談を実施した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

相談件数が年々増加し、中でも、高機能自閉症、アスペルガー症候群等、発達障害に係る相談が増えている。また、就学先を決定するための相談だけでなく、就学後の適切な支援を受けるための相談が増えてきている。

### 第4 課題への対応

子どもの支援に係る情報が受け継がれ、保護者と学校との共通理解が図られるようにするため、就学・教育相談の情報を相談の開始直後から学校に対して、きめ細かく提供する。

(参考) 障害別の相談件数

(件)

| 区 分                  | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 視覚障害                 | 25     | 15     | 18     | 10     | 19     |
| 聴覚障害                 | 70     | 75     | 43     | 112    | 48     |
| 知的障害                 | 682    | 687    | 674    | 503    | 352    |
| 肢体不自由                | 108    | 121    | 112    | 96     | 116    |
| 病弱虚弱                 | 42     | 30     | 6      | 47     | 27     |
| 言語障害                 | 201    | 241    | 213    | 248    | 258    |
| 自閉症                  | 707    | 595    | 447    | 397    | 355    |
| 高機能自閉症、<br>アスペルガー症候群 | 865    | 1,070  | 1,379  | 1,448  | 1,678  |
| 学習障害                 | 18     | 23     | 14     | 13     | 16     |
| 注意欠陥多動性障害            | 112    | 169    | 190    | 151    | 138    |
| 情緒障害                 | 156    | 40     | 49     | 25     | 32     |
| その他                  | 76     | 146    | 127    | 352    | 494    |
| 計                    | 3,062  | 3,212  | 3,272  | 3,402  | 3,533  |

## **(工) 特別支援学校高等部充実事業について**

### **第1 事務の目的・概要**

卒業後の社会的な自立に資するため、職場見学や職場実習など高等部生徒の職業教育及び進路選択の指導を充実させる。

### **第2 平成23年度における管理・執行状況**

生徒が卒業後の就労や生活について考えられるよう、農園や公共施設での校外学習を行うとともに、一般企業や福祉作業所等を訪問し、職場見学や職場実習を行った。

また、職場に即応した技術を身に付けるために、企業等が求めている作業内容についての専門知識を有する講師を招へいし、生徒に対する指導を行った。

さらに、卒業生の職場定着に向けて、卒業生や関係機関との連携を図る就労追指導を行った。

### **第3 管理・執行状況に関する評価及び課題**

職場実習の後に実施した生徒への聞きとりからは、実習での経験が大きな自信になった等の感想があり、校外学習や職場見学及び職場実習を通して、生徒の経験の幅や適性及び可能性を広げることができた。

また、企業や関係機関と連携したことにより、卒業生の職場への定着を図ることができ、平成21年度以降就労した生徒全員が、就労を継続している等の実績がある。

平成24年度からの職業コースの開設を踏まえ、専門的知識を有する様々な分野の講師を招へいし、より一層社会的自立に向けた学習活動の充実を図る必要がある。

### **第4 課題への対応**

生徒の将来の自立と社会参加に向けて、校外学習や職場見学、職場実習、就労追指導を継続するとともに、職業コースの開設を踏まえ、今までの社会人講師を中心にネットワークを広げ、様々な分野の講師を招へいできるよう学校に指導、助言を行う。

## キ 学校評価の充実について

### 第1 事務の目的・概要

本市では「学校教育の質の向上」、「経営責任の明確化」、「『まちぐるみ』による教育の推進・充実」を目的として、教職員による自己評価、保護者・地域等による学校関係者評価、専門家による第三者評価（以下「専門家評価」という。）を導入している。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

#### 1 自己評価・学校関係者評価への支援

目標の重点化や具体的な方策（取組）を進めるための実績数値や好事例を示すとともに、学校からの求めや必要に応じて指導・助言を行った。

#### 2 学校評価教員研修の実施

学校評価の基礎的遂行能力を高め、自校の学校評価を充実させるとともに、今後の実践において学校評価の普及と定着に指導的な役割を果たすことができる人材を育成するため、夏季休業中の3日間、教員研修を実施した。

#### 3 専門家評価の実施及び実施校への支援

- (1) 評価委員会は、小学校1校、中学校1校を対象とし、各校の学校経営や教育活動の改善に向けた取組とそれに対する教育委員会の支援について評価し、学校及び教育委員会に対して意見・提言を行った。
- (2) 教育委員会は、評価報告の意見・提言を組織全体で共有化し、その意見・提言に基づき、財政的・人的支援も含めて検討し、評価対象校への支援（評価実施後の3年間）を実施した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

#### 1 自己評価・学校関係者評価への支援

- (1) 全市立学校において、自己評価及び学校関係者評価を実施し、評価報告書を作成することができた。
- (2) 提出された学校経営計画を見ると、目標を絞り込んで重点化を図っている学校が66%に達し、多くの学校で目標の重点化が図られるようになってきた。今後、更なる改善に向け、目標をより具体的にすることや取組目標（アウトプット）を成果目標（アウトカム）に変えていくなど、より実効性のある学校評価となるよう指導・助言が必要である。

#### 2 学校評価教員研修の実施

- (1) 研修を受講した全ての教員に確認したところ、研修後、自校の学校評価推進上の課題を分析し、その課題解決のために取り組むとともに、自ら学校評価の充実・改善に向けた校内研修会の開催を提案し実現するなど、全員が学校評価の定着に向けて前向きに取り組んでいる。
- (2) 学校評価教員研修のさらなる充実のため、研修内容の工夫を行う必要がある。

#### 3 専門家評価の実施及び実施校への支援

評価報告書の作成が年度末になったため、次年度の学校支援に十分反映することができなかった。

#### 第4 課題への対応

##### 1 自己評価・学校関係者評価への支援

- (1) 学校評価（重点目標・評価指標と評価結果）の好事例（参考になる事例）について、引き続き、広く発信し、実効性の高い学校評価を推進する。
- (2) 指導主事の指導・助言によって学校経営や教育活動の改善が促進されるよう、指導主事を対象とした学校評価研修を実施し、専門性を高める。

##### 2 学校評価教員研修の実施

校長からの推薦を得られた教員を対象に夏季休業中の3日間の集中講座を引き続き実施するとともに、受講者の意欲を高め、課題意識を持って講座に参加してもらうため、事前学習の講座を新たに実施する。

##### 3 専門家評価の実施及び実施校への支援

専門家評価を計画的に進め、次年度に財政的・人的支援が行えるよう、必要に応じ中間報告を実施する。

## ク 教科書採択に関すること

### (ア) 教科書採択について

#### 第1 事務の目的・概要

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）等の定めるところにより、本市学校教育の実情に即し、教科の主たる教材として使用する教科用図書の採択を行う。

また、各学校において補助教材が適切に取り扱われるよう、補助教材の承認申請や届出の受理等に係る事務を適正に行う。

#### 第2 平成 23 年度における管理・執行状況

##### 1 教科書採択事務

小・中学校で使用する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の定めにより、4 年間同一のものを採択することになっている。平成 23 年度は、本市の採択の基本方針に基づき、中学校において平成 24 年度から平成 27 年度まで使用する教科用図書の採択を行った。

##### 2 補助教材の届出受理事務

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第 32 条及び第 33 条に基づき、教材使用承認申請及び教材使用届出に係る事務を行った。

#### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

##### 1 教科書採択事務

各採択地区の教科書選定委員会において詳細な調査・研究を行い、本市学校教育の実情に即した採択を行うことができた。今後、学習指導要領の趣旨を踏まえ、新たに採択した教科用図書の特色や授業での有効な活用方法等について教員に周知し、学習指導の充実を図る。

##### 2 補助教材の届出受理事務

補助教材については、各学校において適切に選定及び使用がされた。

#### 第4 課題への対応

学習指導の充実を図るため、指導主事による学校訪問指導において、新たに採択した教科用図書の有効な活用方法等について指導・助言を行う。

## (イ) 小・中学校特別支援学級及び特別支援学校の教科用図書の選定に関する事務について

### 第1 事務の目的・概要

障害のある児童生徒の実態に応じた教科用図書を採択するため、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校の教科用図書の選定等に係る学校への指導及び事務作業、各種研修会を行う。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

教科書センターにおいて6月17日から6月31日まで教科書展示会を実施するとともに、小・中学校の管理職研修会や特別支援学級担任等を対象とした教育課程研究協議会において教育課程や教科用図書の選定等について研修会を実施した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

研修会及び教科書展示会における指導の成果として、多くの学校が児童生徒の実態に応じた教科用図書の選定を行うようになってきているが、今後とも研修内容の工夫改善を行い、充実させていく必要がある。

### 第4 課題への対応

児童生徒の実態に応じた適切な教科用図書の選定が円滑に行われるよう、学校指導及び事務作業の実施を継続していく。

各学校において、児童生徒の実態に応じた適切な教育課程を編成及び教科用図書の選定を行えるよう、引き続き様々な機会を捉えて管理職及び特別支援学級担任に指導を行い、担任の専門性の向上を図る。

# 1 学校教育に関する事務

## (6) 保健・衛生に関すること

### ア 学校保健の推進に関すること

#### (ア) 感染症等の予防や発生時の措置について

##### 第1 事務の目的・概要

児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、集団生活の中で望ましい教育環境を維持するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、感染症の予防及び発生時の適切な対応に取り組む。

##### 第2 平成23年度における管理・執行状況

年度初めに「学校における感染症の予防・拡大防止」等に係る通知を行うとともに、「感染症の発生状況」、「インフルエンザによる学校等の臨時休業の目安」などを適宜、全園・校へ通知した。

各園・学校において、健康観察の充実を図り、集団感染の早期探知に努めた。また、学校医との連携を図り、感染症予防に取り組むとともに、児童生徒や保護者へ必要な指導や啓発を行った。教育委員会から市内各医師会へ、感染症等による臨時休業の情報を提供した。

##### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

インフルエンザ等の集団感染に関しては、感染症予防や発生時の対応について全園・校へ通知を行うとともに、学校医とも連携を図った結果、迅速に対応を進めることができ、予防・拡大防止に努めた。

感染症の種類により、発生時の対応方法等が異なるため、適切な対応方法について学校に周知を図る必要がある。

今後とも、学校保健安全法に基づき、感染症の集団発生の予防に取り組む必要がある。

##### 第4 課題への対応

感染症予防については、引き続き、全市立学校において統一的な対応を図るよう、適切な情報提供に努める。

感染症発生時に、より迅速かつ適切に対応することができるよう、感染症ごとに発生時の対応マニュアルを整備し、学校に周知する。

市内各医師会や健康福祉局保健医療課など関係機関・部局と連携を図り、感染症予防に取り組む。

(参考) インフルエンザによる臨時休業措置 (園・校数、学級数)

| 平成21年度 |       | 平成22年度 |     | 平成23年度 |     |
|--------|-------|--------|-----|--------|-----|
| 園・校    | 学級    | 園・校    | 学級  | 園・校    | 学級  |
| 219    | 1,882 | 107    | 333 | 110    | 237 |

## (イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育について

### 第1 事務の目的・概要

喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の充実及び広報啓発活動を通じて、未成年者の喫煙・飲酒の防止及び薬物根絶意識の醸成を図る。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

#### 1 未成年者の飲酒・喫煙防止の啓発

保護者啓発用パンフレットを、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の保護者に配布するとともに、児童生徒・保護者を対象に「未成年者の禁酒・禁煙メッセージ、標語の募集」などを行った。

#### 2 薬物乱用防止の啓発

小・中・高等学校に対し、薬物乱用防止教育の徹底を図るため、通知を行うとともに、啓発資料を配布した。また、「啓発ポスターの募集」などを行った。

#### 3 薬物乱用防止教室の開催

各小・中・高等学校において、学校薬剤師や警察職員等の協力を得て、「薬物乱用防止教室」を実施した。

#### 4 防煙教室の開催

12～2月にかけて、医師会の協力を得て、小学校8校で5、6年生を対象に、喫煙や受動喫煙が体に与える影響を学ぶ「防煙教室」を開催した。

#### 5 教職員研修の実施

8月に、教職員を対象に、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に係る研修会を開催し、専門家による講演や小・中・高等学校からの実践報告を行った。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

#### 1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

未成年者の禁酒・禁煙に関するメッセージ等の応募について、平成22年度の2,205人から平成23年度の2,498人と前年度より約300人増加するなど、飲酒・喫煙・薬物乱用防止についての意識が醸成されつつある。

#### 2 薬物乱用防止教室の開催

外部講師を招いての「薬物乱用防止教室」を全ての中・高等学校で実施することができた。また、小学校でも86%の実施率となった。今後は、児童生徒の実態に応じ内容の充実を図る必要がある。

#### 3 防煙教室の開催

「防煙教室」は、実施校の拡大に向けてさらに取り組む必要がある。

### 第4 課題への対応

#### 1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

継続的に意識啓発を図る必要があることから、引き続き、適切な通知や資料提供に努める。

## 2 薬物乱用防止教室の開催

中・高等学校における「薬物乱用防止教室」の内容については、外部講師と一層の連携を図り、充実に向けて取り組む。また、小学校については、今後も実施校の拡大に努める。

## 3 防煙教室の開催

「防煙教室」をはじめ、効果的な指導や啓発活動の拡充に向けて、関係機関等との一層の連携を図る。

(参考) 薬物乱用防止教室実施状況 ※ 小学校：平成 20, 21 年度 140 校、22 年度 141 校

| 区分             | 平成 20 年度   | 平成 21 年度    | 平成 22 年度    | 平成 23 年度    |
|----------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 小学校<br>(142 校) | 91 校 (65%) | 101 校 (72%) | 122 校 (87%) | 122 校 (86%) |
| 中学校<br>(64 校)  | 34 校 (53%) | 55 校 (86%)  | 54 校 (84%)  | 64 校 (100%) |
| 高等学校<br>(9 校)  | 3 校 (33%)  | 7 校 (78%)   | 8 校 (89%)   | 9 校 (100%)  |

## (ウ) AED の設置について

### 第1 事務の目的・概要

広島市立学校は、子どもたちはもとより、多くの市民が利用する施設であることから、不慮の事態における救命率向上を図るため、AED の設置を進める。

### 第2 平成 23 年度における管理・執行状況

「広島市が管理する公的施設等における AED 整備ガイドライン」において、整備優先順位の高い特別支援学校、高等学校、中学校は、平成 20 年度までに設置が完了した。

平成 21 年度以降、ガイドラインにおいて次に優先順位が高い小学校に順次設置しており、平成 23 年度においては、計 6 台の AED を新たに設置した。(1 台購入、5 台寄付)

| 校種     | 設置済校数／全校数  | 設置校割合 |
|--------|------------|-------|
| 高等学校   | 8 校／8 校    | 100%  |
| 中学校    | 64 校／64 校  | 100%  |
| 特別支援学校 | 1 校／1 校    | 100%  |
| 小学校    | 34 校／142 校 | 24%   |
| 幼稚園    | 1 園／27 園   | 4%    |

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

小学校児童はもとより、地域住民の突然の心停止等の緊急事態に対応できる救急体制整備に向けて、速やかに全ての小学校へ AED を設置する必要がある。

### 第4 課題への対応

平成 24 年度から毎年、小学校へ 36 台設置（13 台購入、23 台寄付見込み）し、3 年間で全小学校への設置を完了する。

小学校への設置に当たっては、心疾患を持つ児童の在籍状況や、学校規模、全市的なバランスを考慮しながら優先順位を決める。

(参考) AED の設置状況

| 区分  | 平成 20 年度          | 平成 21 年度            | 平成 22 年度            | 平成 23 年度            |
|-----|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 小学校 | 7 校／140 校<br>(5%) | 23 校／140 校<br>(16%) | 28 校／141 校<br>(20%) | 34 校／142 校<br>(24%) |
| 幼稚園 | 0 園／27 園<br>(0%)  | 1 園／27 園<br>(4%)    | 1 園／27 園<br>(4%)    | 1 園／27 園<br>(4%)    |

## イ 子どもの安全対策の推進に関すること

### (ア) 学校事故の防止について

#### 第1 事務の目的・概要

安全教育・安全管理について学校への指導を行うとともに、より一層の学校事故の減少を目指す。

#### 第2 平成23年度における管理・執行状況

学校保健安全法に基づき、各園・学校で学校安全計画を策定し、その計画に沿って安全教育・安全管理を行った。

各園・学校に対し、安全教育・安全管理全般について徹底を図るよう、周知するとともに、梅雨期等における防災対策やプールの安全点検等、個々の対策についても必要に応じて随時周知し、注意喚起を促した。

幼児児童生徒の事故が発生した場合、これまで教育委員会への報告を求めていなかった中低度の事故についても、速やかに報告するよう指示した。

また、事故原因や事故後の対応について各園・学校に通知を行い、事故の再発防止に向けた安全管理の徹底を図った。

#### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

全ての園・学校において学校安全計画を策定するとともに、計画的に安全点検や幼児児童生徒への指導、職員研修を実施することができた。

学校から教育委員会への事故報告については、中低度レベルの事故についても報告するよう指示したことから、前年度と比較して事故報告件数が増加した。

また、事故後、救急車搬送等、直ちに学校が対応すべき事案であったにもかかわらず、保護者に児童生徒を病院へ搬送させた事案や、学校において管理職への報告が遅れた事案、学校から教育委員会への報告が遅れた事案などがあった。

#### 第4 課題への対応

安全教育・安全管理の徹底を図るため、学校に対して引き続き、きめ細やかな指導を行うとともに、職員研修等を実施する。

事故の実例について校長会や研修会で情報提供を行い、注意喚起を促すとともに、学校事故に対する教職員一人一人の認識を深め、緊急時に的確かつ迅速に対応できる連絡体制を整備する。

(参考) 学校安全計画の策定校数・事故報告件数

| 区 分         | 平成22年度     | 平成23年度     |
|-------------|------------|------------|
| 学校安全計画の策定校数 | 241校(100%) | 242校(100%) |
| 事 故 報 告 件 数 | 139件       | 217件       |

## (イ) 通学時の事件・事故の防止について

### 第1 事務の目的・概要

本市では、平成 17 年 11 月 22 日に安芸区で発生した事件を受け、市長を本部長として「広島市子どもの安全対策推進本部」を設置し、以来、「子どもの見守り活動 10 万人構想」をキャッチフレーズに、「児童生徒の登下校の方法」、「通学路の点検・見直し」、「不審者情報の収集・提供」、「児童生徒の自己防衛意識の高揚」、「公園・遊び場における安全対策」及び「子どもを守るまちづくりの推進」の 6 項目を柱として、全庁を挙げて子どもの安全対策に取り組んできた。

特に、通学時等に発生する犯罪から子どもを守るためには、常に大人の目が子どもに注がれる状況を作り出していくことが重要であり、保護者・地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進している。

また、交通安全教育を推進し、通学時の交通事故の減少につなげる。

### 第2 平成 23 年度における管理・執行状況

#### 1 見守り・巡回活動の推進

##### (1) 「子どもの見守り活動 10 万人構想」の推進

約 9 万人の市民等が見守り活動に参加した。

##### (2) 「子ども安全の日」事業の実施

毎月 22 日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、子どもの安全を守るための様々な取組を集中的に実施した。

##### (3) 巡回用バイク等の運用

各小学校に配備したバイク・電動アシスト自転車等により、巡回活動を実施した。

##### (4) 通学路の定期的な点検の実施

保護者、児童及び教職員等により、通学路を定期的に点検した。

#### 2 児童生徒の自己防衛意識の高揚（安全意識啓発マップづくりその他）

##### (1) 「安全意識啓発マップづくり」を全市立小学校の全クラスで行った。

##### (2) 「防犯教室」を市立の全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で開催した。

##### (3) 「防犯教室」を充実するため、教職員を対象に、不審者等からの暴力行為を防ぐための対処方法について研修を行った。

#### 3 登下校体制の整備

児童の安全確保をより徹底するため、新 1 年生児童全員を対象に防犯ブザーを支給した。

#### 4 子どもを守るまちづくりの推進（講演会の開催その他）

##### (1) 保護者や地域の方々の危機管理意識の啓発を図るとともに、見守り活動の一層の活性化を目的として、11 月に講演会を開催したほか、各地域での活動を広島市のホームページで紹介した。

##### (2) 「毎月 22 日は子ども安全の日」の幟旗や、見守り活動者が取り付けるカバン札等を配付した。

#### 5 交通安全教育の充実

各学校で、実情に応じた交通安全教室を開催した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

「子どもの見守り活動 10 万人構想」の推進や、全ての小学校における通学路の安全点検、また、安全意識啓発マップづくりや防犯教室の開催等による子どもの危険回避能力の向上などについては、日常生活の中の活動や学校における取組として定着してきたが、今後も子どもの安全を確保していくためには、危機管理意識を維持していくことが重要である。

また、防犯ブザーについては、1 年生児童の携帯率が約 72%であったのに対し、全児童では約半数にとどまっている。

歩行教室や自転車教室等、関係機関の協力を得た交通安全教室の開催により、交通安全意識が醸成されてきている。今後特に、自転車利用のマナー等を徹底する必要がある。

### 第4 課題への対応

子どもの安全についての危機管理意識を維持していくため、引き続き、「子ども安全の日」事業を実施するとともに、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組<sup>(※)</sup>を継続して行う。

また、防犯ブザーについては、平成 24 年度も引き続き新入学児童全員に配付し、携帯率を高めることで子どもの安全の一層の確保を図る。

自転車利用のマナーを徹底するため、小・中・高等学校における「自転車教室」の充実を図る。

(参考) 組織的な見守り活動者数等

| 区 分                        | 平成 20 年度            | 平成 21 年度            | 平成 22 年度           | 平成 23 年度            |
|----------------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| 組織的な<br>見守り活動者数            | 37,600 人            | 35,000 人            | 35,300 人           | 34,800 人            |
| 日常生活に組み込まれた<br>見守り活動者数     | 49,400 人            | 49,400 人            | 51,400 人           | 54,800 人            |
| 通学路の年 1 回以上の<br>点検の実施率     | 100%                | 100%                | 100%               | 100%                |
| 安全意識啓発マップづくり<br>(全クラス)の実施率 | 67%<br>(H20.10 月時点) | 64%<br>(H21.10 月時点) | 98%<br>(H23.3 月時点) | 100%<br>(H24.3 月時点) |
| 全児童の防犯ブザーの<br>携帯率          | 46%                 | 45%                 | 49%                | 52%                 |

※ 「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組

平成 17 年 11 月 22 日の下校中に殺害された木下あいりさんが育てていたヒマワリの種を受け継ぎ、「しあわせのひまわり」と名付け、育てていくことを通じて、事件の風化を防ぐとともに、命の大切さや安全に安心して暮らせる社会を築きたいとの願いを伝えていく取組

## (ウ) 災害時の安全確保について

### 第1 事務の目的・概要

防災教育・防災管理について学校への指導を行うことで、災害時の被害の減少を図る。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議中間とりまとめ」（平成23年9月）を各学校に提示し、各学校における防災体制の見直し等を依頼した。

「中央教育審議会答申」（平成24年3月）及び「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月）を各学校に提示し、各学校における防災体制の見直し等を依頼した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

本市においても、東日本大震災に見られるような大規模災害が想定されることから、児童生徒自身が自分の身の安全を確保するために、これまで以上に判断力及び行動力を身に付けさせる必要がある。

有識者会議中間とりまとめで示された「各学校における地震・津波に係る対応マニュアルの整備・充実」、「地域・家庭と連携した防災訓練等の実施」、「災害の規模や状況に応じた児童生徒等の引渡しに関する事前協議」などの新たな視点を踏まえ、各学校の防災マニュアルを、実態に応じた実効性のあるものとなるよう見直しを行う必要がある。

### 第4 課題への対応

各学校で、教育委員会が作成した学校防災マニュアルに基づき、各教科や特別活動等の授業の中に防災に関する学習内容を取り入れたり、災害時を想定した実践的な避難訓練を計画的に行ったりするなど防災教育の充実を図るとともに、職員研修等を通じて防災管理を徹底し、災害時における被害の減少につなげる。

災害時の児童生徒等の引渡しに等について、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを検討する。

（参考）危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定校数

| 平成20年度         | 平成21年度         | 平成22年度         | 平成23年度         |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 240校<br>(100%) | 240校<br>(100%) | 241校<br>(100%) | 242校<br>(100%) |

## ウ 安全でおいしい給食の推進について

### 第1 事務の目的・概要

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」への対応や、食物アレルギーへの対応等、学校給食の喫緊の課題への対応指針を検討するために設置した「安全でおいしい給食推進検討委員会」からの提言（平成 19 年 3 月）を踏まえ、学校給食の充実策を計画的に推進する。

### 第2 平成 23 年度における管理・執行状況

#### 1 食物アレルギー対応の充実

各学校並びに可部、阿戸、五日市南及び湯来地区学校給食センターにおいて、乳・卵・エビ・カニの 4 品目を除去する「1 料理 1 除去食」<sup>(※)</sup>による食物アレルギー対応をしている。

#### 2 衛生管理の強化（ドライ運用の推進）

ドライ運用（雑菌等の発生を抑制するため、作業などの工夫により床を乾燥させた状態で調理を行う方法）の推進に必要な備品等を、調理室、下処理室、洗浄室等に順次整備している。

平成 23 年度は、調理室にドライ対応の回転釜と、下処理室にドライ対応の球根皮剥機を整備した。

#### 3 給食用食器の改善

自校給食・センター給食ともに、ステンレス製の給食用食器を使用している。また、デリバリー給食では、ポリプロピレン製のランチボックスを使用している。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

#### 1 食物アレルギー対応の充実

食物アレルギー対応については、自校調理校においては全て実施できているが、学校給食センターのうち、五日市北地区学校給食センター及び五日市中央地区学校給食センターは、食物アレルギー対応専用調理場がないため実施していない。このため、この 2 センターの受配校である小学校 12 校、中学校 6 校が未対応の状況にある。

#### 2 衛生管理の強化（ドライ運用の推進）

ドライ運用が効果的に行われるためには、必要な調理器具の計画的な整備に併せて、それらの器具の適切な活用方法も十分に周知していく必要がある。また、調理場のトイレ内に手洗い設備がついていない調理場があり、衛生管理強化の面で課題がある。

#### 3 給食用食器の改善

給食用食器やランチボックスについては、使いやすさ、見た目の良さ、指導のしやすさ等の面から課題が生じている。

### 第4 課題への対応

#### 1 食物アレルギー対応の充実

食物アレルギー対応専用調理場を五日市北地区学校給食センター及び五日市中央地区学校給食センターに整備し、五日市北地区学校給食センターでは平成 24 年 5 月から、五日市中央地区学校給食センターでは平成 24 年 10 月から食物アレルギー対応を開始し、全ての学校給食センタ

一で「1 料理 1 除去食」による食物アレルギー対応を実施する。

## 2 衛生管理の強化（ドライ運用の推進）

ドライ運用をより効果的に進めるために、調理器具の整備に併せて、器具の適切な活用方法や作業動線の工夫などについても、各調理場の状況に応じて指導・助言するとともに、研修会を通じて調理員等へ周知していく。また、調理場のトイレ内の手洗い設備については、平成 24 年度に整備する予定である。

## 3 給食用食器の改善

平成 24 年度に、学校給食センターの食器については、見た目の良さや使いやすさ等を考慮し、合成樹脂製食器を一部の受配校で、試行的に導入する予定である。また、ランチボックスについては、見た目の良さや指導のしやすさ等を考慮して改善を検討する。

（参考）食物アレルギー対応校数（小学校 平成 22 年度 141 校）

| 区分             | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度(予定) |
|----------------|----------|----------|--------------|
| 小学校<br>(142 校) | 129 校    | 130 校    | 142 校        |
| 中学校<br>(21 校)  | 15 校     | 15 校     | 21 校         |

### ※ 「1 料理 1 除去食」

1 つの料理につき食物アレルギー対応除去食を 1 種類調理すること。

A 君は卵のみ、B 君はえびのみ、C 君はカニのみにアレルギーがある場合、3 つとも除いた 1 種類のおかずを作り、3 人に提供する。

## エ 食育の推進について

### 第1 事務の目的・概要

昨今、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度のそう身志向など、食生活をめぐる様々な問題が生じており、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進が急務の課題となっている。

広島市では、平成17年7月の食育基本法の施行、平成18年3月の国の「食育推進基本計画」の策定を受け、平成20年3月に「食を通じて『健やかな体』と『豊かな心』を育む」ことを基本理念とする「広島市食育推進計画」を策定し、同計画及び平成21年度に改定された学習指導要領に基づいて、「学校における食育の推進」に取り組んできた。

「広島市食育推進計画」は、平成23年8月に改定され、平成27年度までの5年間を計画期間とする「第2次広島市食育推進計画」がスタートしており、引き続き「学校における食育の推進」に取り組むことにしている。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

#### 1 教職員研修の実施

小・中学校等を対象に、教職員を対象とした研修と栄養教諭・学校栄養職員を対象とした研修を各1回実施したほか、新たに食育推進担当者を対象とした研修を給食提供方式別に3回、教務主任を対象とした研修を1回実施した。

#### 2 食に関する指導内容の充実

「望ましい食習慣の形成」に向けた具体的な指導内容や指導資料等を作成し、小・中学校等に情報提供した。

また、学校給食を食育の生きた教材として活用するため、毎月19日に「食育の日（わ食の日）の献立」を実施したほか、「地場産物の日（毎月2回）」や「行事食の日」等の特色ある献立を増やすなどした。

さらに、小・中学校等へ食に関する指導の全体計画、年間指導計画（案）を提示し、学校教育活動全体を通しての食に関する指導を推進した。

#### 3 残食の減少に向けた取組

子どもたちの「生涯にわたっての健康づくり」、「知育・徳育・体育の基礎づくり」に向けた「食の自己管理能力」を育成するため、「平成23年度から平成25年度までの3年間に、全ての小・中学校において、残食率自校比1割減を達成する。」ことを目標に掲げ、その取組の結果、平成23年度の残食率は小学校2.1%、中学校6.2%となり、いずれも前年度を下回った。

また、校種及び給食提供方式別に、「残食率の低い学校」や「残食率の減少幅が大きい学校」の表彰と、「残食の減少に向けて優れた取組を実践した学校」の募集・表彰を行うとともに、実践事例等について、小・中学校等に情報提供した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 教職員研修は、計画どおり実施できた。今後は、各学校における食育の推進上の課題を踏まえ、研修の内容や方法をさらに工夫し、食に関する指導の充実を図る必要がある。

- 2 「地場産物の日」や「郷土食」等特色ある献立は前年度を上回って実施できており、今後も継続して取組を進める。
- 3 残食率については、小・中学校ともに減少しており、既に目標を達成している学校も多い。今後も引き続き幅広い視点から食育を推進するため、情報提供や支援を行っていく必要がある。

#### 第4 課題への対応

- 1 特色ある取組や実践事例等を積極的に紹介・情報提供するなどして、各校の実情に合わせた取組の実践や校内体制の確立など、食育推進上の課題解決のための支援を推進する。
- 2 地場産物の活用率を上げるためには、量的な確保等が必要不可欠であることから、今後も関係機関等と連携して物資の調達に努め、特色ある献立の実施については、これまで月に2回実施していた「地場産物の日」を平成24年度から月4回に増やすことにしている。
- 3 残食率の減少については、給食時間の確保や食の重要性について理解を深めることが必要であることから、全ての学校で取り組むことができる実践事例や先進的な取組の紹介、教材の提供などを行い、取組の推進を図る。

(参考) 残食率

| 区分  | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----|--------|--------|
| 小学校 | 3.0%   | 2.1%   |
| 中学校 | 8.5%   | 6.2%   |

## 2 青少年の育成に関する事務

### (1) 青少年の育成に関すること

#### ア 放課後等の児童の居場所づくりについて

##### 第1 事務の目的・概要

子どもが放課後等に安全に安心して活動し、過ごせる居場所を確保するため、本市では、次の取組を行っている。

- 1 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的に、小学校区ごとに児童館を整備している。
- 2 子どもたちの放課後等の遊び場を確保し、子どもたちの健全育成を図るため、児童館未整備学区において、青少年育成団体関係者など地域の担い手により、校庭や体育館、多目的教室などの小学校施設を利用して、放課後プレイスクール事業を実施している。
- 3 下校後午後5時頃まで保護者が家庭にいないことが常態である小学校1年生から3年生までの児童に、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、留守家庭子ども会を実施している。

##### 第2 平成23年度における管理・執行状況

###### 1 児童館の整備

平成24年5月の開館に向けて、庚午児童館の新築工事を行うとともに、平成25年5月の開館に向けて、温品児童館の実施設計を行った。

###### 2 放課後プレイスクール事業の実施

放課後プレイスクール事業を14か所で実施した。

###### 3 留守家庭子ども会の整備

入会希望者の増加に対応するため、留守家庭子ども会を小学校の余裕教室において3クラス増設し、159クラスで実施した。

##### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 児童館については、整備数が141小学校区中107学区であり、引き続き未整備学区への早期整備に取り組む必要がある。
- 2 放課後プレイスクール事業については、実施主体である地域団体等への働きかけを行った結果、新規実施か所数を2か所増加することができた。
- 3 留守家庭子ども会については、入会希望者の増加への対応や、クラスの大規模化・過密化の解消を図るため、引き続きクラス数の増加に取り組む必要がある。

##### 第4 課題への対応

- 1 児童館の整備については、厳しい財政状況の中、学校施設等を活用した整備についても引き続き検討する。
- 2 放課後プレイスクール事業については、引き続き、地域・学校と連携を図りながら、地域の状

況に応じた事業実施についても検討し、新規実施校の拡大を進める。

- 3 留守家庭子ども会については、地域の児童数の推移等を踏まえ、引き続きクラスの増加に取り組む。

(参考) 児童館の整備館数等

| 区 分                 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 児童館の整備館数            | 103 館    | 104 館    | 105 館    | 106 館    | 107 館    |
| 放課後プレイスクール事業の実施小学校数 | 6 校      | 8 校      | 10 校     | 12 校     | 14 校     |
| 留守家庭子ども会開設クラス数      | 145 クラス  | 147 クラス  | 152 クラス  | 156 クラス  | 159 クラス  |

## イ 暴走族対策の推進について

### 第1 事務の目的・概要

警察、地域団体及び保護者と連携し、暴走族問題を解決するため、暴走族への加入防止と離脱促進、暴走族少年等の自立支援等に取り組む。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

#### 1 暴走族加入防止対策推進事業

##### (1) 暴走族加入防止啓発活動

青少年の健全育成や地域の安全・安心に関する行事等に参加し、暴走族加入防止推進のためのチラシ配布等の啓発活動を4回実施するとともに、学校、地域を対象に、少年の自立や非行からの立ち直りをテーマとする「非行少年問題学習会」を8回開催した。

また、少年の非行問題について様々な角度から考えていく「少年非行対策セミナー」を1回実施した。

##### (2) 居場所づくり支援

暴走族少年等の立ち直りを図るため、ソフトボール等の活動団体に対し、活動費を助成し、居場所づくり活動を支援した。

##### (3) 就労・就学サポート

暴走族少年等とハローワークに同行する等就労への支援を行うとともに、学習・就学に関する助言や指導を行った。

#### 2 非行少年対策関係機関連携事業

学校、警察、施設、関係機関と非行少年対策関係機関連絡会議を18回開催することにより、実態を把握するとともに各機関の役割について確認し、緊密に連携を図った。

#### 3 まちぐるみ暴走族対策推進事業

行政、家庭、学校、地域等が連携し、声かけ活動や青少年健全育成関係者研修会等、各区の実情に応じた暴走族対策を推進した。

#### 4 特別街頭補導

フラワーフェスティバルやえべっさん等の全市的な催しにおいて、市内各地区の青少年指導員により街頭補導を実施した。

#### 5 暴走族加入防止・離脱相談センター運営

電話、面接等による488件の相談に対し、暴走族等への加入防止や離脱に向けての助言を行うとともに、非行からの立ち直りに向けた支援を行った。

#### 6 い集・集会対策

毎週末及び各地区の祭礼時等において、い集している少年への声かけ活動を実施した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

街頭パトロール、声かけ活動及び県警による取締り強化等、関係機関が連携した官民一体となった取組により、広島市域を活動拠点とする暴走族は、平成11年の27グループ272人をピークに激減し、平成23年末にはゼロになった。しかし、「暴走族予備軍」ともいえる、傷害や窃盗等

悪質性の高い犯罪を行う非行少年グループが台頭しており、対応が必要である。

#### 第4 課題への対応

非行少年グループへの対応について、今後も県警と連携しながら暴走族への加入防止に焦点を当てた取組を強化する必要がある。

(参考) 暴走族のグループ数・構成員数 (広島市域における数値)

| 区 分       | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 暴走族のグループ数 | 6 グループ   | 5 グループ   | 5 グループ   | 3 グループ   | 0 グループ   |
| 暴走族構成員数   | 51 人     | 43 人     | 19 人     | 14 人     | 0 人      |

## ウ 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進について

### 第1 事務の目的・概要

青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例に基づき、次の基本方針に沿って事業を実施することにより、電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりを推進する。

- 1 電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。
- 2 青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴させないようにすること。
- 3 青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるようにすること。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

#### 1 ノー電子メディアデー推進事業の実施

家庭において電子メディアとの関わり方について考える契機とするため、保育園、幼稚園、小学校及び中学校と連携して「ノー電子メディアデー推進事業」を実施し、20,119人の参加を得た。

#### 2 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

地域で青少年と電子メディアに関する啓発活動を行うための電子メディア・インストラクターを養成するとともに、青少年が電子メディアを利用する場合の問題点や適切な使い方等を内容とする講習会を保護者、地域住民及び児童・生徒を対象に開催し、9,092人の参加を得た。

#### 3 保護者、事業者及び児童・生徒等への啓発

保護者、事業者及び児童・生徒等へ青少年と電子メディアに関するリーフレットを配布する等の啓発活動を行った。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの必要性が浸透することで、ノー電子メディアデー推進事業及び電子メディアに関する講習会への参加人数が昨年度を上回り、青少年と電子メディアに関する認識を深めることができた。

一方、コミュニティサイトの利用に起因した青少年の犯罪被害は増加傾向にあり、また、新たな電子媒体の登場等、青少年を取り巻く電子メディア利用環境は変化しており、引き続き啓発に努める必要がある。

### 第4 課題への対応

学校や保護者、関係団体等と十分に連携を図りながら、引き続き青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの必要性についての認識を高めるとともに、青少年が電子メディアを適正に利用するために必要な知識・能力を高める取組を実施する。

(参考) ノー電子メディアデー推進事業の参加人数 (人)

| 区 分                 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------------------|--------|--------|
| ノー電子メディアデー推進事業の参加人数 | 19,123 | 20,119 |
| 電子メディアに関する講習会の参加人数  | 3,285  | 9,092  |

## エ 青少年相談及び指導について

### 第1 事務の目的・概要

青少年に係る問題の解決支援のための相談及び問題行動の早期発見・指導等を行うことにより、青少年の健全な育成を推進する。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

#### 1 青少年相談

青少年教育相談員、臨床心理士及び精神科医が、友達関係・不登校等の問題の解決を支援するため、年間約3,200件の面接及び電話相談を実施した。特に、いじめに関する相談については、夜間休日に専門の相談員を配置し、24時間体制で電話相談を実施した。

#### 2 青少年指導

青少年指導員が地域において、問題行動の早期発見・指導等のため、年間約2,400人の青少年に対し街頭補導活動を行うとともに、環境浄化活動等を実施した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

#### 1 青少年相談

学校等関係機関と連携を図り相談を実施することによって問題解決を支援できたが、個々の事案に応じ、さらに効果的な支援を行うため、関係機関とより一層の連携を図る必要がある。

#### 2 青少年指導

青少年指導員が、青少年に対して問題行動に関する注意及び助言等の補導を行うとともに、青少年を取り巻く有害環境の低減除去に努めることで、非行の未然防止に資することができた。

青少年指導員の活動については、活発な地域と活発でない地域がある。

### 第4 課題への対応

#### 1 青少年相談

個別のケースに対応した、学校及びこども療育センター等関係機関との連携をより一層強化する。

#### 2 青少年指導

地域の実情に応じた効果的な活動内容とするため、青少年指導員の研修等の充実を図る。

(参考) 青少年相談の主な相談件数の推移

(件)

| 区 分  | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 友達関係 | 636    | 729    | 868    | 999    | 756    |
| 不登校  | 1,263  | 1,208  | 953    | 796    | 620    |
| 子育て  | 324    | 311    | 446    | 259    | 452    |
| その他  | 1,688  | 1,701  | 1,405  | 1,379  | 1,406  |
| 計    | 3,911  | 3,949  | 3,672  | 3,433  | 3,234  |

### 3 その他の主な事務

#### (1) 調査統計及び広報に関すること

#### ア 調査統計について

##### 第1 事務の目的・概要

主な調査として、次のものがある。

###### 1 学校基本調査

統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査であり、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的に、文部科学省が毎年実施している。

本市では、市立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）及び私立学校（幼稚園、小学校、専修学校、各種学校）を対象に、毎年5月1日時点の学校数、在学者数、教職員数、卒業後の進路状況等について調査を行っている。

###### 2 地方教育費調査

統計法に定める一般統計調査であり、学校教育及び教育行政等のために地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の実態を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的に、文部科学省が毎年実施している。

本市では、市立学校（小学校、中学校、特別支援学校等）を対象に、直近の会計年度の支出項目別・財源別教育費等について調査を行っている。

###### 3 公立学校基本数報告

国公立学校に関する基本的事項並びに国公立学校で前年度末に中学校、高等学校及び特別支援学校を卒業した者の進路について、その状況を把握し、教育行政上の基礎資料を得ることを目的に、広島県が毎年実施している。

前記1の学校基本調査と併せて調査を行っている。

##### 第2 平成23年度における管理・執行状況

###### 1 学校基本調査

本市では4月から5月にかけて調査を行い、5月に広島県を通じて文部科学省に報告し、その結果について同省が平成23年8月に速報を、平成24年2月に確定値を公表した。

###### 2 地方教育費調査

本市では7月から8月にかけて調査を行い、9月に広島県を通じて文部科学省に報告し、その結果について同省が平成24年7月に中間報告を公表した（最終報告は平成24年12月の予定）。

###### 3 公立学校基本数報告

前記1の学校基本調査と併せて調査を行い、5月に広島県に報告し、その結果について同県が平成23年8月に速報を、同年9月に確定値を公表した。

##### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

本市では、それぞれの調査について、文部科学省又は広島県からの依頼に基づき、期限内に報告を行った。

## イ 広報について

### 第1 事務の目的・概要

教育委員会の広報に関しては、主に、次のとおり行っている。

- 1 教育委員会のホームページ（市のホームページ。http://www.city.hiroshima.lg.jp/）では、本市教育における施策、取組及び統計情報等を15項目（①お知らせ・募集、②教育行政の概要、③教育に関する計画等、④学校案内、⑤学校教育の推進、⑥特別支援教育、⑦就園・就学の援助、⑧学校経営・支援、教職員、⑨活力ある青少年の育成、⑩相談・手続、⑪広報、情報公開、⑫資料・統計、⑬教育センター、⑭リンク、⑮よくある質問と回答）に分類して掲載している。
- 2 広報紙「教育ひろしま」は、本市教育に関する施策、教育委員会や学校の取組を紹介して、保護者の理解や協力を得るとともに、児童生徒等を対象とする行事等を広く周知して多くの参加を募ることを目的に、年3回（6月、11月、2月）発行し、市立学校の保護者等に配布している。
- 3 各学校においては、それぞれ学校のホームページで、学校の概要や学校経営計画等について掲載するとともに、「学校だより」や「学年だより」等を作成し、行事予定等、児童生徒及び保護者へ周知が必要な情報を掲載し、配布している。

### 第2 平成23年度における管理・執行状況

- 1 教育委員会のホームページでは、「園児・児童・生徒数」（学校基本調査集計データ）や「教育委員会議」の日程のお知らせ及び会議録、「教職員採用試験」の日程や志願者状況等、本市教育に関する調査結果、取組、募集等の情報を、適宜、掲載した。
- 2 広報紙「教育ひろしま」については、次のとおり、各号を作成し、保護者等に配布した。
  - (1) 6月号では平和教育関連イベント（ピースサミット等）を、11月号では文化の祭典を、2月号では新年度を迎えるに当たり周知が必要な情報（就学援助等）を中心に紙面を作成した。また、発達障害のある子への対応事例やいじめ等の相談先については毎号掲載した。
  - (2) 発行部数は各94,000部とし、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の保護者や区役所・出張所、市立図書館、公民館、区スポーツセンター等へ配布した。
- 3 各学校においては、それぞれの学校でホームページの更新を行うとともに、「学校だより」や「学年だより」等を作成して配布した。

### 第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

インターネットの普及に伴い、必要な情報はホームページから得ることが一般的となっている中、広報紙「教育ひろしま」は年3回の発行であり、掲載の情報量も限られ、十分な情報発信ができていない。

### 第4 課題への対応

これまで広報紙「教育ひろしま」に掲載している記事を含め、ホームページへの掲載情報を充実させ、ホームページによる情報発信を推進する。

## (参考) 1 教育委員会の活動状況

### (1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会における会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

平成23年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。

| 回 | 開催日            | 出席委員数  | 傍聴者数   | 議 題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|----------------|--------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 平成23年<br>4月13日 | 人<br>6 | 人<br>0 | 1 東日本大震災被災地に対する支援活動について（報告）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 2 | 5月10日          | 4      | 2      | 1 平成23年度広島市立学校教職員の人事異動の概要について（報告）<br>2 広島市教育委員会教科書選定委員会への諮問について（議案第8号）<br>3 広島市教育委員会教科書選定委員会委員の委嘱及び任命について（議案第9号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3 | 6月1日           | 6      | 0      | 1 教育委員の辞職の申出に対する同意について（議案第10号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 4 | 6月15日          | 6      | 2      | 1 教育委員長職務代行者について（報告）<br>2 祇園小学校児童の死亡事故について（報告）<br>3 平成22年度専門家評価の実施状況等について（報告）<br>4 平成23年度広島市立高等学校及び安佐北中学校の入学状況について（報告）<br>5 広島市立学校児童生徒数等（平成23年5月1日現在）について（報告）<br>6 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について<br>(1) 平成23年度6月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第8号）<br>(2) 変更契約の締結議案に対する意見の申出について（代決報告第9号）<br>(3) 広島市男女共同参画推進センター条例に伴う女性教育センターの廃止について（代決報告第10号）<br>7 中央図書館浅野文庫室の雨漏りについて（報告）<br>8 沼田高等学校及び美鈴が丘高等学校の普通科コースについて（報告）<br>9 平成24年度広島市立高等学校等入学者選抜の基本方針について（議案第12号）<br>10 広島市立広島特別支援学校高等部普通科における職業コースの設置及び平成24年度広島市立広島特別支 |

| 回  | 開催日       | 出席委員数 | 傍聴者数 | 議 題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-----------|-------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |           |       |      | 援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案第 13 号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 5  | 6 月 29 日  | 6     | 0    | 1 教職員の人事について（議案第 14 号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 6  | 6 月 30 日  | 5     | 0    | 1 事務局職員等の人事について（議案第 15 号）<br>2 教育長の任命について（議案第 16 号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 7  | 7 月 27 日  | 5     | 5    | 1 平成 22 年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況（速報値）について（報告）<br>2 広島市立学校「平和教育プログラム」の骨子について（報告）<br>3 広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 17 号）<br>4 広島市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について（議案第 18 号）<br>5 広島市公民館運営審議会委員の任命について（議案第 19 号）<br>6 教職員の人事について（議案第 20 号）                                                                                                                                           |
| 8  | 8 月 29 日  | 5     | 0    | 1 広島市教育委員会事務点検・評価報告書（案）について（協議）<br>2 平成 24 年度広島市立高等学校の入学定員について（報告）<br>3 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について<br>(1) 広島市スポーツ審議会条例の一部改正議案について。（議案第 21 号）<br>4 平成 24 年度から使用する広島市立中学校用教科用図書の採択について（議案第 22 号）<br>5 平成 24 年度から使用する広島市立安佐北中学校用教科用図書の採択について（議案第 23 号）<br>6 平成 24 年度使用広島市立高等学校用教科用図書の採択について（議案第 24 号）<br>7 平成 24 年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校用（特別支援学級）教科用図書の採択について（議案第 25 号） |
| 9  | 9 月 28 日  | 6     | 0    | 1 委員長選挙について<br>2 広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（代決報告第 11 号）<br>3 広島市社会教育委員の委嘱について（議案第 26 号）<br>4 教職員の人事について（報告）                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 10 | 10 月 18 日 | 6     | 2    | 1 平成 23 年度「基礎・基本」定着状況調査の結果の概                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| 回  | 開催日                 | 出席委員数 | 傍聴者数 | 議 題                                                                                                                                                                                   |
|----|---------------------|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                     |       |      | 要について（報告）<br>2 平成 24 年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告）<br>3 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 27 号）<br>4 平成 24 年度広島市立学校教職員人事異動方針について（議案第 28 号）<br>5 教職員の人事について（議案第 29 号）                       |
| 11 | 11 月 15 日           | 5     | 2    | 1 教育委員会情報ネットワークシステムの再構築について（報告）<br>2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について<br>(1) 公の施設の指定管理者の指定議案に対する意見の申出について（議案第 30 号）                                                                          |
| 12 | 12 月 20 日           | 5     | 1    | 1 平成 24 年広島市成人祭について（報告）<br>2 平成 23 年度専門家評価（専門家による第三者評価）について（報告）<br>3 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について<br>(1) 平成 23 年 12 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 12 号）                                     |
| 13 | 平成 24 年<br>1 月 11 日 | 6     | 0    | 1 職員の人事について（議案第 1 号）                                                                                                                                                                  |
| 14 | 1 月 18 日            | 5     | 0    | 1 平成 24 年広島市成人祭の開催結果について（報告）<br>2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について<br>(1) 広島市公民館条例の一部改正議案に対する意見の申出について（議案第 2 号）<br>(2) 広島市立図書館協議会条例の一部を改正する議案に対する意見の申出について（議案第 3 号）<br>3 教職員の人事について（議案第 4 号） |
| 15 | 1 月 24 日            | 5     | 0    | 1 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について<br>(1) 広島市公民館条例の一部改正議案に対する意見の申出について（議案第 2 号）                                                                                                              |
| 16 | 2 月 2 日             | 6     | 0    | 1 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について<br>(1) 平成 23 年度 2 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 1 号）                                                                                                         |

| 回         | 開催日   | 出席委員数        | 傍聴者数         | 議 題                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-------|--------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           |       |              |              | (2) 平成24年度当初予算議案に対する意見の申出について（代決報告第2号）<br>(3) 市長等の給与の特例に関する条例の制定議案に対する意見の申出について（代決報告第3号）<br>2 教職員の人事について<br>(1) 再審請求について（協議）<br>(2) 教職員の人事について（議案第5号）                                                                                                         |
| 17        | 3月5日  | 6            | 0            | 1 広島市立幼稚園園則の一部改正について（議案第6号）<br>2 広島市女性教育センター条例施行規則の廃止について（議案第7号）<br>3 教職員の人事について（報告）<br>4 教職員の人事について（議案第8号）                                                                                                                                                   |
| 18        | 3月22日 | 5            | 0            | 1 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第9号）<br>2 広島市教育委員会公印規則の一部改正について（議案第10号）<br>3 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案第11号）<br>4 広島市子どもの読書活推進計画（第二次計画）の策定について（議案第12号）<br>5 事務局職員等の人事について<br>(1) 事務局職員の人事異動について（代決報告第4号）<br>(2) 事務局職員等の人事について（議案第13号）<br>6 教職員の人事について（代決報告第5号） |
| 開催回数 18 回 |       | 計（延）<br>98 人 | 計（延）<br>14 人 | 議案：36 件、代決報告：10 件、協議：2 件、報告：19 件、<br>その他：1 件<br><br>議題件数 合計 68 件                                                                                                                                                                                              |

（注）「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告

「協 議」…… 教育委員会決裁事項について、事前に協議を必要とするもの又は教育委員会決裁事項ではないが、各教育委員の意見を徴することが適当と思われるもの

## (2) その他の主な活動

### ア 各種会議への出席等

教育委員は、教育委員会会議に出席するほか、適宜、各種会議へ出席するとともに学校訪問等を行った。その主なものは、次のとおりである。

| 時 期            | 区 分                      | 概 要                                                                     |
|----------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 平成 23 年<br>4 月 | 入学式への出席                  | 幼稚園 1 園、中学校 1 校、高等学校 2 校、特別支援学校 1 校の入学式に出席した。(延べ 5 名)                   |
|                | 開校式への出席                  | みどり坂小学校の開校式に出席した。(1 名)                                                  |
| 6 月            | 第 1 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席 | 全国の政令指定都市の教育委員長、教育長等による第 1 回会議(浜松市で開催)に委員長が出席した。                        |
|                | 学校訪問                     | 藤の木小学校、石内小学校を視察し、学校長等との意見交換を行った。(1 名)                                   |
| 7 月            | 学校訪問                     | 宇品中学校を視察し、学校長等との意見交換を行った。(3 名)                                          |
|                | 広島県女性教育委員グループ第 1 回研修会に参加 | 広島県内の女性教育委員による研修会に参加し、情報交換を行った。(1 名)                                    |
|                | 市議会文教委員会初会合への出席          | 市議会文教委員会初会合に出席した。(4 名)                                                  |
| 10 月           | 広島市スポーツ・レクリエーションフェスティバル  | 総合開会式に出席した。(1 名)                                                        |
| 11 月           | 学校訪問                     | 基町高校、沼田高校を視察し、学校長と意見交換を行った。(5 名)                                        |
| 12 月           | 県・市教育長会議                 | 同会議に教育委員が同席し、意見交換を行った。(3 名)                                             |
| 平成 24 年<br>1 月 | 第 2 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席 | 全国の政令指定都市の教育委員長、教育長等による第 2 回会議(東京都で開催)に委員長が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。 |
|                | 広島市成人祭                   | 成人祭に委員全員が出席した。                                                          |
|                | 教育委員ヒアリング                | 委員全員が出席し、校長との意見交換を行った。                                                  |
| 2 月            | 広島県女性教育委員グループ第 1 回研修会に参加 | 広島県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(2 名)                                    |
| 3 月            | 卒業式への出席                  | 幼稚園 2 園、小学校 4 校、中学校 2 校及び高校 4 校、特別支援学校 1 校の卒業式に出席した。(延べ 12 人)           |

## イ 教育委員相互の意見交換

教育委員は、会議に出席するほか、適宜、教育行政上の課題等について事務局から情報提供を受け、教育委員相互の意見交換を行っている。

平成 23 年度に行った主なものは、次のとおりである。

- ・ 平成 24 年度組織改正について
- ・ 広島市教育委員会事務・点検評価報告書の作成について
- ・ 平成 23 年度「基礎・基本」定着状況調査の結果の概要について
- ・ 平成 24 年度から使用する中学校用教科用図書の選定について
- ・ 事務事業見直し等検討状況について
- ・ 市民団体等からの要望等に関する情報の提供について
- ・ 平和教育プログラムについて
- ・ まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトについて
- ・ 広島市子どもの読書活動推進計画の改定について
- ・ 第 2 次食育推進計画の策定について
- ・ 文化財等の管理及び活用について
- ・ 市立高校普通科コース等の今後の在り方について
- ・ 沼田高等学校普通科体育コース将来構想について
- ・ 広島特別支援学校高等部普通科「職業コース」の設置について
- ・ 市立定時制高校の学科改編について
- ・ 安佐北中・高等学校（併設型）の中等教育学校への移行について
- ・ 学校給食における放射性物質対応について

## (参考) 2 平成24年度広島市教育委員会事務点検・評価会議

### (1) 設置要綱

#### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき平成24年度において教育委員会が行う点検及び評価（以下「点検・評価」という。）に関して必要な検討を行うため、広島市教育委員会事務点検・評価会議（以下「点検・評価会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 点検・評価会議は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 点検・評価の対象項目及び内容に関すること。
- (2) その他、点検・評価の実施に関すること。

#### (組織)

第3条 点検・評価会議は、次に掲げる職にある者及び学識経験者若干名の専門委員をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 青少年育成部長
- (4) 学校教育部長
- (5) 学校教育部指導担当部長
- (6) 教育センター所長

2 前項の専門委員は、教育に関して学識経験を有する者のうちから、教育長が依頼する。

#### (任期)

第4条 前条第1項の専門委員の任期は、教育長が依頼した日から平成24年9月30日までとする。

#### (会議の開催)

第5条 点検・評価会議の会議は、教育長が招集し、教育長がその議長となる。

2 教育長に事故があるときは、教育次長がその職務を代理する。

3 専門委員は、会議に出席して意見を述べるほか、やむを得ず出席することができないときは、あらかじめ教育長に対して提出する書面によって意見を述べることができる。

#### (庶務)

第6条 点検・評価会議の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

#### (委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検・評価会議の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年6月25日から施行し、同年9月30日限り、その効力を失う。

### (2) 構成員名簿

| 区 分             | 職 名                      | 氏 名       |
|-----------------|--------------------------|-----------|
| 専門委員            | 広島大学大学院<br>教育学研究科 准教授    | 曾 余 田 浩 史 |
| 教育委員会<br>事務局等職員 | 教 育 長                    | 尾 形 完 治   |
|                 | 教 育 次 長                  | 塩 田 芳 丈   |
|                 | 青 少 年 育 成 部 長            | 児 玉 尚 志   |
|                 | 学 校 教 育 部 長              | 荒 木 靖 昌   |
|                 | 学 校 教 育 部<br>指 導 担 当 部 長 | 砂 原 文 男   |
|                 | 教育センター所長                 | 生 田 一 正   |



|            |                                                                 |
|------------|-----------------------------------------------------------------|
| 登録番号       | 広X1－2012－453                                                    |
| 名 称        | 広島市教育委員会事務局点検・評価報告書                                             |
| 主管課<br>所在地 | 広島市教育委員会事務局総務課<br>広島市中区国泰寺町一丁目4番21号<br>(〒730-8586) TEL：504－2463 |
| 発行年月       | 平成24年9月                                                         |